

## 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。  
※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。
- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。
- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

## 早期償還条項付 他社株式転換条項付 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式転換条項付 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、対象株式の株価水準、金利水準の変化や発行体の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象株式の株価に連動するため、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び中途売却金額は対象株式の株価に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却是受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。
- 本債券にかかる発行条件(行使価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準)は、本債券の国内受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性がありますので、ご注意ください。
- 本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。

#### 手数料など諸費用について

本債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

#### 金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります (価格変動リスク)

- ・本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準及び対象株式の株価水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象株式の株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象株式の株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象株式の株価の予想変動率（ある期間に予想される株価変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動する場合が多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象株式の株価、円金利水準、対象株式の株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、これらの傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却できない可能性があります。
- ・金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・**本債券は、早期償還した場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象株式の株価に連動するため、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、対象株式の発行体等について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。**

#### 債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

##### (信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の

価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合には、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

#### (流動性リスク・中途売却リスク)

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は対象株式の株価に連動することから、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

#### (早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

#### (その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象株式にかかるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、債券というよりは対象株式を現物で購入するのと同等の経済効果を持つこととなります。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券所有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。
- 本債券にかかる発行条件（行使価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準）は、本債券の国内受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

#### 本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

## 本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 本債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## 譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいている場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

## 当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券

金融商品取引業者

関東財務局長(金商)第 44 号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1

電話番号 : 0120-64-5005

受付時間 : 月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)

資 本 金 48,323,132,501 円(平成 28 年 10 月 31 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 昭和 19 年 3 月

連 絡 先 カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店  
にご連絡ください。

以上

## ■ 「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ2千円から5万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

### ○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

2017年10月

発行登録追補目論見書  
〔「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。〕



Experts in international financing

## スウェーデン輸出信用銀行

スウェーデン輸出信用銀行 2018年4月24日満期

早期償還条項付 他社株転換条項付 円建債券

(パナソニック株式会社)

- 売 出 人 -

株式会社SBI証券

本発行登録追補目論見書に係る売出しがなされるスウェーデン輸出信用銀行 2018 年 4 月 24 日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建債券（パナソニック株式会社）（以下「本債券」といいます。）の償還は、パナソニック株式会社の株式の価格の変動により、対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をもって行われることがありますのでパナソニック株式会社の株式の相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第 2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法」をご参照下さい。

なお、パナソニック株式会社につきましては、本書「第三部 提出会社の保証会社等の情報 第 2 保証会社以外の会社の情報」をご参照下さい。

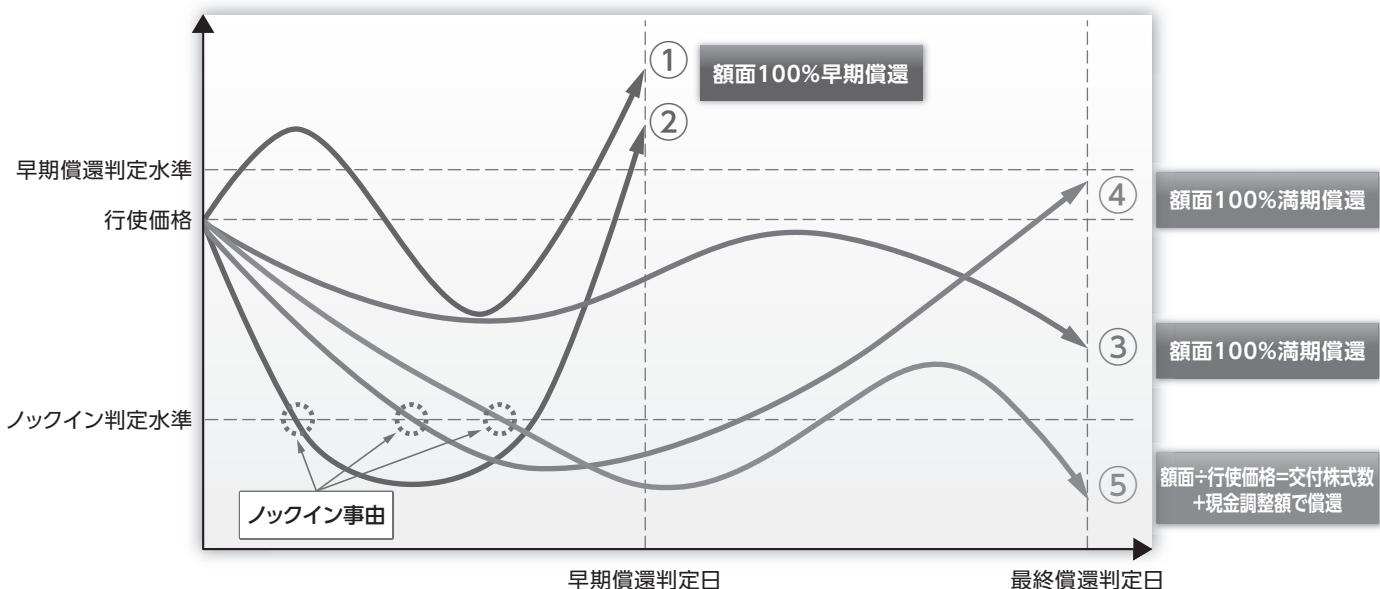
**本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに耐え得る投資家のみが本債券に対する投資を行って下さい。**

(注) 発行者は、他の債券の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の債券の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本債券の内容のみ記載しております。

# 償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものでです。あくまで参考資料としてお読みください。

## 償還決定方法



### ①、② 領面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

### ③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

### ④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

### ⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 $\div$ 行使価格」で計算される交付株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「3【償還の方法】」をご確認ください。

# 最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」といいます。)のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

## 1. 2017年4月3日から2017年10月2日までの期間における各金融指標の最大値及び最小値

出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

	最大値(日付)	最小値(日付)	期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
			下落率	上昇幅
対象株式の株価	1,665.0円 (2017/9/20)	1,221.5円 (2017/4/17)	▲26.64%	
対象株式の株価の変動率	35.63% (2017/4/3)	23.7% (2017/9/6)		11.93%
円金利	0.05% (2017/4/5)	▲0.01% (2017/9/29)		0.06%

■ 下落率は、期間中の最高値(終値)と最安値(終値)の比較を示したものであり、時間的推移は考慮しておりません。上昇幅は、最小値から最大値への上昇幅を示しております。

■ 対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ):対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。

■ 対象株式の株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)は、ある期間の対象株式の株価の変動の度合いを表します。一般的に、変動が大きいほど変動率は大きい値に、変動が小さいほど変動率は小さい値となり、変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用します。

■ 円金利:期間6ヶ月の円金利(6ヶ月LIBOR)を記載しております。

## 2. 満期償還時の想定損失額

観察期間中の対象株式の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回り(ノックイン事由の発生)、最終償還判定日における対象株式の株価が行使価格を下回っている場合、満期償還額は投資元本を下回ることになります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1. 1.で示した過去の市場データにおける対象株式の株価の下落率は▲26.64%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲26.64%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

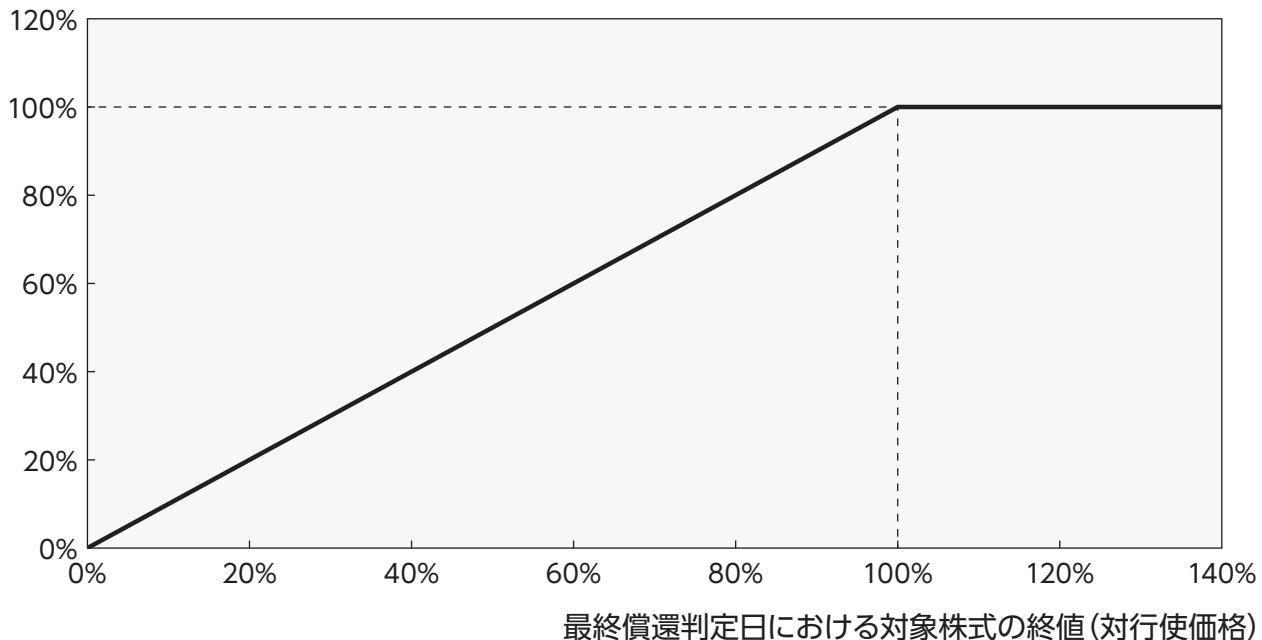
対象株式の株価の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲26.64%	▲133,200	366,800
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の満期償還時の想定損失額については、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

### 3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額(対額面金額)



### 4. 流動性リスクについて

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、流動性(換金性)が低いため、お客様が売却を希望される際に換金できるとは限りません。また、中途売却時には、その売却価格が当初購入価格を大きく下回り、著しい損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

### 5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものでです。ただし、発行体(保証者を含む)の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があり、上記中途売却想定損失額を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲26.64%	369,750円	▲26.05%	▲130,250円
対象株式の株価の変動率	上昇	+11.93%			
円金利	上昇	+0.06%			

- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2017年10月3日の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

## 6. 対象株式 参照株価動向

パナソニック株式会社(コード:6752 JT Equity)

参照期間:2010/1/4~2017/10/2



出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

**【表紙】**

【発行登録追補書類番号】

27-外債22-326

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成29年10月6日

【発行者の名称】

スウェーデン輸出信用銀行

(AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)

【代表者の役職氏名】

最高経営責任者 カトリーン・フランソン

(Catrin Fransson - Chief Executive Officer)

弁護士 犬島 伸能

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

長島・大野・常松 法律事務所

03-6889-7000

弁護士 犬島 伸能

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

長島・大野・常松 法律事務所

03-6889-7000

【電話番号】

【今回の売出金額】

3億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成27年12月21日
効力発生日	平成28年1月4日
有効期限	平成30年1月3日
発行登録番号	27-外債22
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 1兆円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額 金額
27-外債22-1	平成28年1月8日	6億4,900万円		
27-外債22-2	平成28年1月8日	20億7,900万円		
27-外債22-3	平成28年2月15日	2億4,900万円		
27-外債22-4	平成28年2月29日	22億2,000万円		
27-外債22-5	平成28年2月29日	11億9,205万円		
27-外債22-6	平成28年3月4日	11億4,000万円		
27-外債22-7	平成28年3月8日	15億円		
27-外債22-8	平成28年3月8日	6億700万円		
27-外債22-9	平成28年3月15日	8億9,500万円		
27-外債22-10	平成28年3月31日	5億円		
27-外債22-11	平成28年4月1日	10億4,000万円		
27-外債22-12	平成28年4月1日	6億6,800万円		
27-外債22-13	平成28年4月6日	9億7,600万円		
27-外債22-14	平成28年4月6日	10億円		
27-外債22-15	平成28年5月6日	5億円		
27-外債22-16	平成28年5月6日	5億5,000万円		
27-外債22-17	平成28年5月6日	10億円		
27-外債22-18	平成28年5月6日	7億円	該当事項なし	
27-外債22-19	平成28年5月6日	5億1,900万円		
27-外債22-20	平成28年5月6日	10億200万円		
27-外債22-21	平成28年5月6日	10億円		
27-外債22-22	平成28年5月6日	5億円		
27-外債22-23	平成28年5月6日	3億3,552万8,750円		
27-外債22-24	平成28年5月6日	1億860万円		
27-外債22-25	平成28年5月6日	10億7,640万円		
27-外債22-26	平成28年5月6日	3億円		
27-外債22-27	平成28年5月9日	13億6,116万円		
27-外債22-28	平成28年5月9日	5億8,055万円		
27-外債22-29	平成28年5月9日	5億500万円		
27-外債22-30	平成28年5月9日	5億5,900万円		
27-外債22-31	平成28年5月9日	6億2,700万円		
27-外債22-32	平成28年5月10日	3億円		
27-外債22-33	平成28年5月10日	4億905万円		
27-外債22-34	平成28年5月13日	4億6,900万円		
27-外債22-35	平成28年5月13日	10億円		

27-外債22-36	平成28年5月13日	3億円
27-外債22-37	平成28年5月17日	8億2,500万円
27-外債22-38	平成28年5月17日	5億円
27-外債22-39	平成28年5月17日	27億7,448万6,900円 9億198万1,000円
27-外債22-40	平成28年5月19日	33億300万円
27-外債22-41	平成28年5月27日	5億円
27-外債22-42	平成28年5月27日	10億円
27-外債22-43	平成28年5月27日	8億1,400万円
27-外債22-44	平成28年5月27日	3億6,000万円
27-外債22-45	平成28年5月27日	14億9,520万円
27-外債22-46	平成28年5月31日	3億円
27-外債22-47	平成28年5月31日	5億円
27-外債22-48	平成28年6月1日	14億9,520万円
27-外債22-49	平成28年6月2日	9億5,700万円
27-外債22-50	平成28年6月3日	6億1,000万円
27-外債22-51	平成28年6月3日	10億500万円
27-外債22-52	平成28年6月7日	5億円
27-外債22-53	平成28年6月7日	5億円
27-外債22-54	平成28年6月9日	3億6,900万円
27-外債22-55	平成28年6月9日	11億3,100万円
27-外債22-56	平成28年6月16日	2億円
27-外債22-57	平成28年6月30日	5億円
27-外債22-58	平成28年6月30日	9億4,300万円
27-外債22-59	平成28年7月4日	3億円
27-外債22-60	平成28年7月4日	4億4,100万円
27-外債22-61	平成28年7月5日	2億100万円
27-外債22-62	平成28年7月28日	3億円
27-外債22-63	平成28年7月29日	2億円
27-外債22-64	平成28年7月29日	1億6,055万円
27-外債22-65	平成28年7月29日	16億3,761万円
27-外債22-66	平成28年7月29日	3億円
27-外債22-67	平成28年7月29日	10億円
27-外債22-68	平成28年7月29日	11億1,284万2,500円
27-外債22-69	平成28年7月29日	3億2,498万7,000円
27-外債22-70	平成28年7月29日	3億4,281万円
27-外債22-71	平成28年7月29日	5億1,325万2,720円
27-外債22-72	平成28年7月29日	3億8,300万円
27-外債22-73	平成28年8月2日	15億円
27-外債22-74	平成28年8月2日	4億2,000万円
27-外債22-75	平成28年8月4日	1億5,000万円
27-外債22-76	平成28年8月5日	6億2,000万円
27-外債22-77	平成28年8月10日	213億3,942万3,000円 70億2,611万6,000円
27-外債22-78	平成28年8月12日	2億円
27-外債22-79	平成28年8月15日	1億8,000万円
27-外債22-80	平成28年8月15日	5億円
27-外債22-81	平成28年8月16日	5億6,900万円

27-外債22-82	平成28年8月19日	9億円
27-外債22-83	平成28年8月23日	5億円
27-外債22-84	平成28年8月26日	5億2,300万円
27-外債22-85	平成28年8月29日	10億円
27-外債22-86	平成28年8月29日	7億円
27-外債22-87	平成28年8月29日	10億円
27-外債22-88	平成28年8月29日	6億3,400万円
27-外債22-89	平成28年8月29日	13億円
27-外債22-90	平成28年8月29日	5億円
27-外債22-91	平成28年8月29日	15億300万円
27-外債22-92	平成28年8月29日	17億3,012万円
27-外債22-93	平成28年8月31日	3億8,710万6,000円
27-外債22-94	平成28年8月31日	1億391万7,000円
27-外債22-95	平成28年8月31日	6億7,400万円
27-外債22-96	平成28年8月31日	5億8,100万円
27-外債22-97	平成28年9月1日	7億円
27-外債22-98	平成28年9月2日	16億円
27-外債22-99	平成28年9月2日	3億9,300万円
27-外債22-100	平成28年9月2日	11億7,117万円
27-外債22-101	平成28年9月5日	7億円
27-外債22-102	平成28年9月8日	2億円
27-外債22-103	平成28年9月13日	5億円
27-外債22-104	平成28年9月20日	78億5,360万6,000円
27-外債22-105	平成28年9月30日	5億1,600万円
27-外債22-106	平成28年9月30日	5億7,000万円
27-外債22-107	平成28年9月30日	9億6,500万円
27-外債22-108	平成28年9月30日	7億7,400万円
27-外債22-109	平成28年9月30日	6億2,200万円
27-外債22-110	平成28年9月30日	7億4,900万円
27-外債22-111	平成28年9月30日	13億200万円
27-外債22-112	平成28年9月30日	12億5,800万円
27-外債22-113	平成28年10月4日	1億3,600万円
27-外債22-114	平成28年10月27日	3億円
27-外債22-115	平成28年10月28日	2億円
27-外債22-116	平成28年10月28日	4億円
27-外債22-117	平成28年10月28日	8億円
27-外債22-118	平成28年10月28日	10億円
27-外債22-119	平成28年10月28日	10億100万円
27-外債22-120	平成28年10月28日	4 億 850 万円
27-外債22-121	平成28年10月31日	3 億 4,547 万円
27-外債22-122	平成28年10月31日	5 億 3,400 万円
27-外債22-123	平成28年10月31日	23 億 7,800 万円
27-外債22-124	平成28年10月31日	6 億 8,500 万円
27-外債22-125	平成28年10月31日	10 億 350 万円
27-外債22-126	平成28年11月4日	5 億 3,000 万円
27-外債22-127	平成28年11月4日	5 億 6,000 万円
27-外債22-128	平成28年11月9日	3 億円
27-外債22-129	平成28年11月11日	15 億円

27-外債22-130	平成28年11月11日	6 億 7,000 万円	
27-外債22-131	平成28年11月11日	1 億円	
27-外債22-132	平成28年11月11日	1 億円	
27-外債22-133	平成28年11月15日	5 億円	
27-外債22-134	平成28年11月15日	10 億円	
27-外債22-135	平成28年11月17日	3 億円	
27-外債22-136	平成28年11月18日	2 億円	
27-外債22-137	平成28年11月24日	3 億円	
27-外債22-138	平成28年11月24日	4 億 4,800 万円	
27-外債22-139	平成28年11月25日	15 億円	
27-外債22-140	平成28年11月25日	10 億円	
27-外債22-141	平成28年11月28日	3 億円	
27-外債22-142	平成28年11月28日	10 億 5,960 万円	
27-外債22-143	平成28年11月29日	6 億 800 万円	
27-外債22-144	平成28年11月29日	4 億円	
27-外債22-145	平成28年11月30日	5 億 6,700 万円	
27-外債22-146	平成28年11月30日	5 億円	
27-外債22-147	平成28年11月30日	5 億円	
27-外債22-148	平成28年11月30日	3 億円	
27-外債22-149	平成28年11月30日	8 億 3,700 万円	
27-外債22-150	平成28年11月30日	9 億 400 万円	
27-外債22-151	平成28年11月30日	3 億 8,362 万 5,000 円	
27-外債22-152	平成28年12月6日	3 億 7,500 万円	
27-外債22-153	平成28年12月7日	3 億円	
27-外債22-154	平成28年12月8日	2 億円	
27-外債22-155	平成28年12月12日	9 億 7,500 万円	
27-外債22-156	平成28年12月13日	7 億円	
27-外債22-157	平成28年12月15日	2 億 5,000 万円	
27-外債22-158	平成28年12月15日	3 億円	
27-外債22-159	平成28年12月20日	2 億 1,438 万円	
27-外債22-160	平成28年12月28日	2 億円	
27-外債22-161	平成28年12月28日	4 億円	
27-外債22-162	平成29年1月6日	10 億円	
27-外債22-163	平成29年1月6日	6 億円	
27-外債22-164	平成29年1月10日	4 億円	
27-外債22-165	平成29年1月10日	7 億 8,900 万円	
27-外債22-166	平成29年1月13日	6 億 7,000 万円	
27-外債22-167	平成29年1月13日	6 億 7,000 万円	
27-外債22-168	平成29年1月13日	30 億 9,700 万円	
27-外債22-169	平成29年1月13日	10 億 7,000 万円	
27-外債22-170	平成29年1月17日	5 億 5,200 万円	
27-外債22-171	平成29年1月18日	5 億円	
27-外債22-172	平成29年1月18日	69 億 3,000 万円	
27-外債22-173	平成29年3月1日	6 億 4,321 万 2,800 円	
27-外債22-174	平成29年3月1日	5 億 9,220 万円	
27-外債22-175	平成29年3月1日	14 億 3,854 万 2,000 円	
27-外債22-176	平成29年3月1日	4 億 2,204 万円	
27-外債22-177	平成29年3月1日	5 億円	

27-外債22-178	平成29年3月1日	3 億 2, 264 万円	
27-外債22-179	平成29年3月3日	5 億 6, 100 万円	
27-外債22-180	平成29年3月3日	8 億 5, 000 万円	
27-外債22-181	平成29年3月3日	4 億 5, 000 万円	
27-外債22-182	平成29年3月7日	5 億円	
27-外債22-183	平成29年3月7日	79 億 2, 480 万円	
27-外債22-184	平成29年3月7日	4 億 1, 160 万円	
27-外債22-185	平成29年3月8日	1 億 9, 464 万 5, 000 円	
27-外債22-186	平成29年3月9日	4 億 2, 500 万円	
27-外債22-187	平成29年3月10日	11 億 2, 000 万円	
27-外債22-188	平成29年3月15日	5 億円	
27-外債22-189	平成29年3月16日	3 億円	
27-外債22-190	平成29年3月16日	2 億円	
27-外債22-191	平成29年3月22日	32 億 700 万円	
27-外債22-192	平成29年3月22日	5 億 5, 900 万円	
27-外債22-193	平成29年3月23日	72 億円	
27-外債22-194	平成29年3月27日	3 億円	
27-外債22-195	平成29年3月31日	6 億 4, 500 万円	
27-外債22-196	平成29年3月31日	9 億 7, 500 万円	
27-外債22-197	平成29年3月31日	7 億 9, 700 万円	
27-外債22-198	平成29年3月31日	15 億 9, 300 万円	
27-外債22-199	平成29年3月31日	4 億 9, 400 万円	
27-外債22-200	平成29年3月31日	9 億 9, 200 万円	
27-外債22-201	平成29年4月5日	2 億 9, 700 万円	
27-外債22-202	平成29年4月6日	3 億 4, 500 万円	
27-外債22-203	平成29年4月7日	8 億 1, 000 万円	
27-外債22-204	平成29年4月14日	1 億 5, 000 万円	
27-外債22-205	平成29年4月14日	1 億 5, 000 万円	
27-外債22-206	平成29年4月18日	6 億 6, 700 万円	
27-外債22-207	平成29年5月2日	16 億 9, 700 万円	
27-外債22-208	平成29年5月2日	10 億円	
27-外債22-209	平成29年5月2日	13 億 9, 974 万円	
27-外債22-210	平成29年5月2日	3 億円	
27-外債22-211	平成29年5月2日	5 億 5, 165 万円	
27-外債22-212	平成29年5月2日	19 億 5, 282 万 9, 400 円	
27-外債22-213	平成29年5月2日	15 億 8, 900 万円	
27-外債22-214	平成29年5月2日	10 億円	
27-外債22-215	平成29年5月2日	7 億 8, 000 万円	
27-外債22-216	平成29年5月2日	10 億円	
27-外債22-217	平成29年5月2日	5 億円	
27-外債22-218	平成29年5月2日	20 億円	
27-外債22-219	平成29年5月2日	10 億 5, 000 万円	
27-外債22-220	平成29年5月2日	10 億 3, 300 万円	
27-外債22-221	平成29年5月2日	12 億 3, 700 万円	
27-外債22-222	平成29年5月2日	15 億 9, 400 万円	
27-外債22-223	平成29年5月8日	3 億円	
27-外債22-224	平成29年5月12日	12 億円	
27-外債22-225	平成29年5月12日	10 億 5, 500 万円	

27-外債22-226	平成29年5月12日	12 億 9,000 万円	
27-外債22-227	平成29年5月15日	3 億円	
27-外債22-228	平成29年5月16日	5 億円	
27-外債22-229	平成29年5月18日	126億6,152万2,800円 111 億 3,651 万円 67 億 8,839 万 7,600 円 27 億 3,711 万 9,000 円	
27-外債22-230	平成29年5月19日	10 億円	
27-外債22-231	平成29年5月19日	4 億 7,000 万円	
27-外債22-232	平成29年5月19日	19 億 1,800 万円	
27-外債22-233	平成29年5月19日	5 億円	
27-外債22-234	平成29年5月23日	31 億 5,800 万円	
27-外債22-235	平成29年5月23日	22 億 1,000 万円	
27-外債22-236	平成29年5月26日	4 億円	
27-外債22-237	平成29年5月29日	15 億円	
27-外債22-238	平成29年5月29日	18 億 4,002 万円	
27-外債22-239	平成29年5月29日	5 億 6,050 万円	
27-外債22-240	平成29年5月29日	5 億円	
27-外債22-241	平成29年5月29日	15 億円	
27-外債22-242	平成29年5月29日	8 億 4,500 万円	
27-外債22-243	平成29年5月31日	5 億 4,250 万円	
27-外債22-244	平成29年5月31日	5 億 7,440 万円	
27-外債22-245	平成29年5月31日	2 億 1,392 万円	
27-外債22-246	平成29年5月31日	7 億円	
27-外債22-247	平成29年6月2日	7 億 5,000 万円	
27-外債22-248	平成29年6月5日	2 億円	
27-外債22-249	平成29年6月6日	3 億 2,000 万円	
27-外債22-250	平成29年6月9日	16 億 5,000 万円	
27-外債22-251	平成29年6月9日	4 億 7,000 万円	
27-外債22-252	平成29年6月12日	2 億円	
27-外債22-253	平成29年6月20日	18 億 8,300 万円	
27-外債22-254	平成29年7月4日	16 億 7,640 万円	
27-外債22-255	平成29年7月24日	6 億円	
27-外債22-256	平成29年7月24日	15 億 4,600 万円	
27-外債22-257	平成29年7月25日	3 億円	
27-外債22-258	平成29年7月26日	4 億円	
27-外債22-259	平成29年7月28日	5 億 2,000 万円	
27-外債22-260	平成29年7月28日	10 億 8,300 万円	
27-外債22-261	平成29年7月28日	6 億 3,787 万 5,000 円	
27-外債22-262	平成29年7月28日	3 億 2,697 万円	
27-外債22-263	平成29年7月28日	7 億 3,000 万円	
27-外債22-264	平成29年7月28日	6 億 2,000 万円	
27-外債22-265	平成29年7月28日	3 億円	
27-外債22-266	平成29年7月31日	6 億 984 万円	
27-外債22-267	平成29年7月31日	3 億円	
27-外債22-268	平成29年8月1日	9 億 5,000 万円	
27-外債22-269	平成29年8月1日	24 億 2,500 万円	

27-外債22-270	平成29年8月8日	134 億 8,486 万 5,800 円 13 億 5,414 万 8,000 円 24 億 6,090 万 8,600 円 17 億 7,127 万 8,000 円	
27-外債22-271	平成29年8月9日	2 億 1,785 万 6,000 円 1 億 1,372 万 9,000 円	
27-外債22-272	平成29年8月10日	10 億 4,000 万円	
27-外債22-273	平成29年8月10日	15 億円	
27-外債22-274	平成29年8月10日	15 億円	
27-外債22-275	平成29年8月14日	2 億円	
27-外債22-276	平成29年8月15日	10 億 4,500 万円	
27-外債22-277	平成29年8月15日	5 億 5,500 万円	
27-外債22-278	平成29年8月15日	5 億 8,500 万円	
27-外債22-279	平成29年8月15日	7 億円	
27-外債22-280	平成29年8月15日	3 億円	
27-外債22-281	平成29年8月15日	11 億 9,300 万円	
27-外債22-282	平成29年8月15日	19 億 7,200 万円	
27-外債22-283	平成29年8月16日	2 億円	
27-外債22-284	平成29年8月16日	3 億円	
27-外債22-285	平成29年8月16日	62 億 3,800 万円	
27-外債22-286	平成29年8月17日	3 億 5,000 万円	
27-外債22-287	平成29年8月18日	1 億 5,000 万円	
27-外債22-288	平成29年8月18日	1 億 5,000 万円	
27-外債22-289	平成29年8月18日	7 億 4,100 万円	
27-外債22-290	平成29年8月18日	10 億 4,059 万 2,000 円	
27-外債22-291	平成29年8月18日	15 億円	
27-外債22-292	平成29年8月21日	10 億 2,840 万 6,600 円	
27-外債22-293	平成29年8月22日	3 億円	
27-外債22-294	平成29年8月22日	28 億 4,700 万円	
27-外債22-295	平成29年8月25日	2 億円	
27-外債22-296	平成29年8月25日	14 億 6,100 万円	
27-外債22-297	平成29年8月28日	10 億円	
27-外債22-298	平成29年8月29日	10 億 4,040 万 5,000 円	
27-外債22-299	平成29年8月29日	7 億円	
27-外債22-300	平成29年8月29日	4 億 6,812 万円	
27-外債22-301	平成29年8月29日	8 億 6,500 万円	
27-外債22-302	平成29年8月31日	5 億 4,544 万円	
27-外債22-303	平成29年8月31日	2 億円	
27-外債22-304	平成29年9月1日	7 億円	
27-外債22-305	平成29年9月1日	8 億 2,000 万円	
27-外債22-306	平成29年9月1日	16 億 8,000 万円	
27-外債22-307	平成29年9月8日	3 億円	
27-外債22-308	平成29年9月8日	1 億 5,000 万円	
27-外債22-309	平成29年9月8日	1 億 5,000 万円	
27-外債22-310	平成29年9月8日	5 億 1,500 万円	
27-外債22-311	平成29年9月8日	2 億 9,000 万円	
27-外債22-312	平成29年9月8日	15 億円	
27-外債22-313	平成29年9月8日	15 億 4,800 万円	

27-外債22-314	平成29年9月8日	15 億 4, 900 万円	
27-外債22-315	平成29年9月13日	9 億円	
27-外債22-316	平成29年9月13日	9 億 9, 200 万円	
27-外債22-317	平成29年9月13日	8 億 5, 900 万円	
27-外債22-318	平成29年9月13日	12 億 9, 700 万円	
27-外債22-319	平成29年9月13日	12 億 7, 100 万円	
27-外債22-320	平成29年9月13日	3 億円	
27-外債22-321	平成29年9月15日	12 億 9, 000 万円	
27-外債22-322	平成29年9月20日	5 億円	
27-外債22-323	平成29年10月2日	9 億 4, 700 万円	
27-外債22-324	平成29年10月2日	5 億円	
27-外債22-325	平成29年10月2日	6 億 5, 000 万円	
実績合計額		3, 664億2, 941万4, 470円	減額総額 0円

【残額】(発行予定額－実績合計額－減額総額)

6, 335億7, 058万5, 530円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当なし

## 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第1 募集債券に関する基本事項 .....	1
第2 売出債券に関する基本事項 .....	1
1 売出要項 .....	1
2 利息支払の方法 .....	3
3 償還の方法 .....	4
4 元利金支払場所 .....	15
5 担保または保証に関する事項 .....	17
6 債券の管理会社の職務 .....	18
7 債権者集会に関する事項 .....	18
8 課税上の取扱い .....	19
9 準拠法および管轄裁判所 .....	22
10 公告の方法 .....	22
11 その他 .....	23
募集または売出しに関する特別記載事項 .....	28
第3 資金調達の目的及び手取金の使途 .....	30
第4 法律意見 .....	30
第二部 参照情報 .....	31
第1 参照書類 .....	31
第2 参照書類の補完情報 .....	31
第3 参照書類を縦覧に供している場所 .....	31
第三部 提出会社の保証会社等の情報 .....	32
第1 保証会社情報 .....	32
第2 保証会社以外の会社の情報 .....	32
発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	34
有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち 主要なものを要約した書面 .....	36

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

### 第2【売出債券に関する基本事項】

#### 1【売出要項】

##### (1)【売出人】

会 社 名	住 所
株式会社 SBI 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

(2)【売出債券の名称および記名・無記名の別】	スウェーデン輸出信用銀行 2018年4月24日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付 円建債券 (パナソニック株式会社) (以下「本債券」という。) (注9) 無記名式
(3)【券面総額】	3 億円 (注1) (注2)
(4)【各債券の金額】	50 万円 (各本債券の額面金額および計算基礎額) (注2)
(5)【売出価格およびその総額】	額面金額の 100.00% 3 億円
(6)【利率】	年率 4.60% (注3)
(7)【償還期限】	2018年4月24日 (ロンドン時間) (注2)
(8)【売出期間】	2017年10月6日から 2017年10月23日まで
(9)【受渡期日】	2017年10月24日 (日本時間)
(10)【申込取扱場所】	売出人の日本における本店および各支店 (注4)

##### (11)【売出しの委託契約の内容】

該当なし

##### (12)【債券の管理会社】

該当なし

財務代理人

ドイチュ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

(以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アーゲーを継承する者を含む。)

(13) 【振替機関】

該当なし

(14) 【財務上の特約】

担保提供制限

発行者は、本債券のいづれかが未償還である限り、発行者およびそのいづれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

(注 1) 本債券のユーロ市場における発行総額は3億円である。

(注 2) 申込人は、本債券に投資するか否かを判断するために重要な事項である本債券の条項、対象株式（下記「3 債還の方法（2）満期における償還」に定義する。）の価格、課税関係、その他の考慮すべき事項を十分に理解するために、本書を慎重に検討する必要がある。また、本債券への投資が申込人にとって適切なものか否かを判断するには、特に本債券への投資に伴うリスクについて検討している下記「11 その他（10）売出債券についてのリスク要因」を慎重に検討する必要がある。

各本債券の償還は、2018年4月24日の償還期限において、下記「3 債還の方法（2）満期における償還」に従い、額面金額の支払、または対象株式および／または現金調整額（下記「3 債還の方法（2）満期における償還」に定義する。）（もしあれば）の交付により償還される。償還期限に係る支払期日は、下記「4 元利金支払場所（6）」に従って調整されることがある。償還期限前の償還については、「3 債還の方法（1）対象株式の株価の水準による早期償還」、「3 債還の方法（2）満期における償還（ロ）潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能事由（c）」、「3 債還の方法（3）税制上の理由による期限前償還」、「3 債還の方法（4）違法性を理由とする期限前償還」および「11 その他（1）債務不履行事由」を参照のこと。各本債券の償還が、額面金額の支払、または対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付でなされるかは、対象株式の相場変動（かかる相場変動には上下動がある。）によって左右される。本債券の申込人はかかる変動から生じるリスクと償還方法に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本債券に投資すべきである。なお、対象株式発行会社（下記「3 債還の方法（2）満期における償還」に定義する。）については下記「第三部 提出会社の保証会社等の情報 第2 保証会社以外の会社の情報」を参照のこと。

(注 3) 付利は、2017年10月24日（当日を含む。）から開始する。発行日である2017年10月23日には利息は発生しない。

(注 4) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出入との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出入から、あらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行わない。なお、本債券の券面に関する事項については下記「11 その他（2）本債券の様式」を参照のこと。

各本債券の償還が下記「3 債還の方法（2）満期における償還」に従い対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付によりなされる場合は、当該対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の受渡しは日本証券業協会の定める「保護預り約款」により各申込人が売出入との間に開設した保護預り口座を通じて行われるものとする。

(注 5) 本債券は、発行者の金額無制限継続債券発行プログラム（以下「プログラム」という。）および本債券に関するプライシング・サブルメント（以下「関連プライシング・サブルメント」という。）に基づき、2017年10月23日（以下「発行日」という。）に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注 6) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、1986年合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注 7) 本書中の「発行者」または「SEK」とはスウェーデン輸出信用銀行 (Aktiebolaget Svensk Exportkredit) をいう。発行者の事業年度は1月1日から同年の12月31日までである。

(注 8) 別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「クローナ」はスウェーデンクローナを、「円」は日本円を、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された单一通貨で、ユーロの導入に関する1998年5月3日のEU理事会規則No 974/98の第2条(その後の修正を含む。)に定義されているものを指す。2017年10月4日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の(i)クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1クローナ=14.28円、(ii)ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ユーロ=134.02円および(iii)米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1米ドル=113.60円であった。

(注 9) 本債券に関し、発行者の申込により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

本書の日付現在、発行者は、その長期非劣後債券(外貨建)につき、ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)よりAa1の格付を、またS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)よりAA+の格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在において個別の格付は取得していない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書の日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ([http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home))の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」([http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered))に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

## 2【利息支払の方法】

(1) 各本債券の利息は、各本債券の計算基礎額に対して年率4.60%の利率で、利息起算日である2017年10月24日(当日を含む。)からこれを付し、2018年1月24日および2018年4月24日(以下それぞれ「利払期日」という。)に、利息起算日または直前の利払期日(いずれも当日を含む。)からその直後の利払期日(当日を含まない。)までの期間について、各本債券の計算基礎額につき、5,750円が後払いされる。

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適式な本債券の表示がなされたにもかかわらず、償還金額(以下に定義する。)の支払が不当に留保または拒絶された場合は、各本債券に対し、(a)当該本債券に関してその日までに支払期日が到来している全額が所持人によりもしくはそのために受領された日、または(b)財務代理人が所持人に対して、財務代理人が本債券に関して通知から7日後の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日目の日(ただし、その後の支払に不履行があった場合を除く。)のいずれか早い方の日まで(判決の前後を問わず)、本「2 利息支払の方法」に従って、継続して利息が付される。

「償還金額」とは、適宜、下記「3 債還の方法」の「(1) 対象株式の株価の水準による早期償還」、「(2) 満期における償還」、「(3) 税制上の理由による期限前償還」、「(4) 違法性を理由とする期限前償還」または下記「11 その他(1)債務不履行事由」により償還される円貨額または対象株式による償還額をいう。

(2) 各本債券につき、利息金額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の計算基礎額に上記利率を適用し、その積

に下記の算式に基づき当該期間の日数を 360 で除して算出される商を乗じて得られた数値に、更に本債券の額面金額を計算基礎額で除した割合を乗することにより計算される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものという。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものという。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものという。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものという。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものという。ただし、かかる数字が 31 の場合、D1 は 30 になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものという。ただし、かかる数字が 31 であり、D1 が 29 より大きい数字の場合、D2 は 30 になる。

ただし、当該期間の日数は、当該期間の初日（当日を含む。）から当該期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。また、かかる計算に使用されるおよびかかる計算によって算出されるすべての円貨額は、1 円未満を四捨五入するものとする。

### 3【償還の方法】

#### (1) 対象株式の株価の水準による早期償還

早期償還判定日（以下に定義する。）において、対象株式終値（下記「(2) 満期における償還」に定義する。）が早期償還判定水準（以下に定義する。）と等しいかそれを上回ると計算代理人（下記「(2) 満期における償還」に定義する。）が決定する場合（下記「11 その他 (9) 計算代理人」の規定に従う。）、本債券はすべて（一部は不可）、早期償還日（以下に定義する。）にさらなる通知をすることなく額面金額で早期償還される。

「早期償還判定水準」とは、当初価格（下記「(2) 満期における償還」に定義する。）の 105.00%をいう（ただし、小数第 3 位を四捨五入し、下記「(2) 満期における償還」の（ロ）記載の調整または代替の条項および（ハ）記載の訂正の条項に服する。）。

「早期償還判定日」とは、早期償還日に関連する判定日（下記「(2) 満期における償還」に定義する。）をいう。

「早期償還日」とは、2018 年 1 月 24 日をいう。かかる早期償還日が営業日（下記「(2) 満期における償還」に定義する。）ではない場合、早期償還日は翌営業日まで延期される。ただし、当該翌営業日が翌暦月となる場合は、直前の営業日を早期償還日とする。

計算代理人は、早期償還判定日において早期償還を生ぜしめる事由の発生の有無を判断した後可及的速やかに、かつ 2 営業日以内に、財務代理人および発行者にその旨通知し、財務代理人は下記「10 公告の方法」に従い本債券の所持人にその旨通知する。

#### (2) 満期における償還

##### (イ) 満期償還

(a) 本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券の計算基礎額は、発行者により 2018 年 4 月 24 日の償還期限に以下に従って償還される。

- (i) ノックイン事由（以下に定義する。）が発生しなかった場合には、各本債券は額面金額で現金で償還される。
- (ii) ノックイン事由が発生した場合で、かつ
  - I. 最終価格（以下に定義する。）が行使価格（以下に定義する。）と等しいかまたはこれを上回っていると計算代理人が判断する場合には、各本債券は額面金額で現金で償還される。
  - II. 最終価格が行使価格を下回ったと計算代理人が判断する場合には、各本債券は交付株式数（以下に定義する。）の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付（および支払）により償還される。ただし、下記規定に服する。
- (b) 上記（イ）(a) (ii) II. に該当する場合、受渡代理人（以下に定義する。）は、下記（イ）(d) に記載のとおりユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム」という。）に対して、ユーフィット通知または資産譲渡通知（それぞれ以下（d）に定義する。）が交付された場合に限り、発行者に代わり、本債券の所持人に対し、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）の振替制度を通じ、交付株式数の対象株式を償還期限または（償還期限が営業日または JASDEC 営業日（以下に定義する。）でない場合は）JASDEC 営業日である直後の営業日に交付する。受渡代理人がその独自の完全な裁量により、受渡混乱事由（以下に定義する。）が償還期限に発生していると決定した場合、交付株式数の対象株式の交付は、償還期限直後の受渡混乱事由のない日まで延期される。ただし、償還期限に引続く 8JASDEC 営業日のうちのいずれかの日が受渡混乱事由のない日となる場合に限る。償還期限に引続く 8JASDEC 営業日のうちのいずれの日にも受渡混乱事由が発生している場合には、(i) 発行者または発行者のために受渡代理人は、その独自の完全な裁量により、償還期限後 8JASDEC 営業日目の日に、交付株式数の対象株式を商業的に合理的なあらゆるその他の方法により合理的な期間内の日において交付することができるか否かを決定し、かかる決定を計算代理人に通知し、さらに (ii) (x) 交付できると決定した場合、受渡代理人は、受渡代理人が決定した方法および日時にて本債券の所持人に対し交付株式数の対象株式および現金調整額（もしあれば）を発行者に代わり交付し、または (y) 交付できないと決定した場合、本債券に関する交付株式数の対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付に代えて、発行者は、計算代理人がその独自の完全な裁量により決定する、受渡代理人が計算代理人に上記 (i) に基づきかかる決定を通知した日現在の (イ) (a) (ii) II. に基づき交付される交付株式数の対象株式および現金調整額（もしあれば）の公正な市場価額に等しい額から発行者が関連するヘッジ契約の解除または修正をなすために負担した費用を控除した額を、本債券の所持人に対しその保有する本債券の金額に応じて日本円で現金により支払うことにより本債券のすべてを償還する。かかる現金償還は合理的期間内の計算代理人により決定された日に行われる。本項の規定に従い交付株式数の対象株式が交付される日を以下「交付期日」という。  
当該交付期日が償還期限後に到来する場合または本 (イ) (b) に基づく本債券の償還の場合、本債券の所持人は本債券につき利息その他を問わず追加の支払いを受けることはできず、それらに関し発行者にいかなる債務も発生しない。
- (c) 上記 (イ) (a) (ii) II. または (イ) (b) の規定にかかわらず、ただし、下記の規定に従い、計算代理人が最終償還判定日（以下に定義する。）において、その独自の完全な裁量により、対象株式の市場が流動性に乏しいため上記 (イ) (a) (ii) II. に従い発行者が交付期日に本債券の所持人に対し必要株式数の対象株式を交付することができない

と決定した場合、発行者は、本債券に関する交付株式数の対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付に代えて、計算代理人がその独自の完全な裁量により決定する、かかる非流動性を考慮に入れた最終償還判定日現在の（イ）(a) (ii) II.に基づき交付されるべき交付株式数の対象株式および現金調整額（もしあれば）の公正な経済価値に等しい額を、本債券の所持人に対しその保有する本債券の金額に応じて日本円で現金により支払うことにより償還期限に本債券のすべてを償還する。下記「10 公告の方法」に基づき関係事項の通知が本債券の所持人に対し事前になされるものとする。

(d) 本債券が大券の様式で発行されている間は、上記（イ）(a) (ii) II.に基づき交付株式数の対象株式の交付を受けるために、本債券の各所持人は、ユーフィットシステムを通じた通知（以下「ユーフィット通知」という。）または本債券が確定債券（下記「11 その他 (2) 本債券の様式」に定義する。）である場合には適正に記入された資産譲渡通知（以下「資産譲渡通知」という。）（大要、発行者および受渡代理人間の受渡代理人契約（以下「受渡代理人契約」という。）の別紙Iに記載の様式によるものとする。なお、受渡代理人からかかる様式を取得することができる。）をユーロクリアまたはクリアストリームに対し交付するものとし、またその写しを受渡代理人に送付する。資産譲渡通知は書面により、または確認済のテレックスにより行われることを要する。

本債券の所持人が送付するユーフィット通知または資産譲渡通知は以下に従うものとする。

(i) 本債券の所持人の氏名および住所を明記すること。

(ii) かかる通知の対象となる本債券の数および本債券が借記されるユーロクリアまたはクリアストリームの本債券の所持人の口座番号を明記すること。

(iii) 交付期日に本債券を本債券の所持人の口座に借記するよう、ユーロクリアまたはクリアストリームに対し取消不能の形で指図、授権すること。

(iv) (A) 交付株式数の対象株式を譲渡証書の方式により譲渡することを発行者が選択した場合、譲渡証書上に記入される者の氏名および住所、ならびに当該譲渡証書の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること、または

(B) 交付株式数の対象株式を電子的方法での交付により譲渡することを発行者が選択した場合、当該交付株式数の対象株式の送付先の銀行、ブローカーその他の者の名称および所在地を明記すること。

(v) 本項に基づく本債券の決済のために現金調整を含む現金額が入金される、ユーロクリアまたはクリアストリーム（場合による。）の本債券の所持人の口座番号を明記すること。

(vi) 関係する行政手続または法的手続において必要な場合かかる通知の提出を授権すること。

疑義を避けるために言えば、「ユーフィット通知」は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームが隨時本債券の所持人に要求するその他の様式による通知も含む。この場合、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、本債券の所持人に対し、必要な通知の様式を通知し、かかる通知に含まれる情報と上記通知における情報との差異の有無についても通知する。

ユーフィット通知または資産譲渡通知は、ユーロクリアまたはクリアストリーム（場合による。）によるその受領以降は撤回することができない。当該通知の交付以後、本債券の所持人は本債券を譲渡することができない。本債券の所持人からの当該通知の受領以後、ユーロクリアまたはクリアストリーム（場合による。）は、本債券の所持人とし

て当該通知に記載されている者がその記録上当該本債券の所持人であることを確認する。

ユークリッド通知または資産譲渡通知が適切に記入されていないか交付されない場合は、当該通知は無効として扱われることがある。本項に基づく当該通知が適切に記入され、交付されたとの判断は、受渡代理人との協議後、ユーロクリアまたはクリアストリーム（場合による。）により行われ、当該決定は最終であり発行者および本債券の所持人を拘束する。

本項の規定に従い、本債券の所持人がユークリッド通知または資産譲渡通知（場合による。）に明記した銀行、ブローカーその他の者に対する譲渡証書または電子的方法による対象株式の交付は、本債券の所持人のリスク負担により行われる。

上記（イ）(a) (ii) II.に基づく交付株式数の対象株式の交付は、ユークリッド通知または資産譲渡通知が償還期限の4営業日前の日（またはユーロクリアまたはクリアストリームがその都度指定するその他の営業日）以前に交付されている場合に限り、償還期限または（償還期限が営業日またはJASDEC営業日でない場合は）JASDEC営業日である翌営業日にJASDECの振替制度を通じて行われる。本債券の所持人がユークリッド通知または資産譲渡通知を当該営業日以前にユーロクリアまたはクリアストリーム（場合による。）に交付しなかった場合には、譲渡証書または交付株式数の対象株式は、償還期限の後可及的速やかに（その場合、交付が行われる日を交付期日とする。）当該本債券の所持人に交付され、かかる交付は当該本債券の所持人のリスク負担により行われる。疑義を避けるために言えば、償還期限後に当該交付期日が到来する場合にも、本債券の所持人は、利息その他を問わざいかなる支払も受けることはできない。

- (e) 発行者および受渡代理人のいずれも、本債券の所持人、本債券の所持人に代わり行為する銀行、ブローカー等またはその他の者を交付株式数の対象株式の株主名簿上の株主として記載すること、または記載せしめることに対し一切の義務を負わない。

上記（イ）(d)に基づく譲渡証書または交付株式数の対象株式の交付後、本債券の所持人以外の者が引き続き交付株式数の対象株式の法的所有者として対象株式発行会社の株主名簿に記載されている期間（以下「移行期間」という。）について、発行者およびその他発行者を代理する者のいずれも、(i) その者が当該交付株式数の対象株式の所有者として受領した書簡、証書、通知、回状、配当その他種類を問わず他の書類もしくは支払いを本債券の所持人もしくは本債券の所持人の後の当該交付株式数の対象株式の実質所有者に対し引渡し、もしくは引渡すようにさせる義務、(ii) 移行期間中当該交付株式数の対象株式に付随する一切の権利（議決権を含む。）行使し、もしくは行使せしめる義務、または(iii) 移行期間中その者が当該交付株式数の対象株式の法的所有者として記載されていることにより直接もしくは間接的に本債券の所持人もしくは本債券の所持人の後の当該交付株式数の対象株式の実質所有者が被った損失もしくは損害に関する当該本債券の所持人もしくは当該実質所有者に対する責任を一切負わない。

発行者は、交付株式数の対象株式に関して付与される権利について、交付株式数の対象株式が本取引所（以下に定義する。）において最初に権利落ちで取引された日が交付期日または本債券の所持人に実際に交付株式数の対象株式が交付される日（交付期日より後の場合）以前であった場合、本債券の所持人その他の者に対し義務を負わない。

(ロ) 潜在的調整事由、合併事由、国有化、上場廃止および支払不能事由

- (a) 潜在的調整事由（以下に定義する。）が発生したと計算代理人が決定する場合、計算代理人は、その独自の完全な裁量により、当該潜在的調整事由が対象株式の理論価値を希薄化または凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化または凝縮化が生じ

ると判断した場合には、計算代理人は（i）かかる希薄化または凝縮化を適切に反映するように、計算代理人がその独自の完全な裁量により決定するところに従い、当初価格、早期償還判定水準、行使価格、確定株式数（以下に定義する。）および交付株式数その他の関連する数値を調整し、かつ（ii）当該調整の効力発生日を決定する。上記にかかわらず、調整された交付株式数は常に対象株式の単元株数（以下に定義する。）の整数倍であるものとし、発行者は、本債券の所持人に対し、1単元株数に満たない対象株式の時価総額に等しい現金調整（計算代理人の独自の完全な裁量により決定される。）を日本円で支払う。文脈上別段に解釈される場合を除き、本書における対象株式の交付の記載には当該現金調整の支払を含むものとする。

- (b) 対象株式に関し合併事由（以下に定義する。）が発生した場合には、計算代理人は（i）その独自の完全な裁量により、当該対象株式に代えて、対象株式発行会社と経営、財務状態その他の事項が類似している本取引所に上場している他の会社の株式を代替株式（以下「代替対象株式」といい、当該合併事由により存続会社となる会社の株式を含む。）とすることを決定し、当初価格、早期償還判定水準、行使価格および／または上記（イ）(a) (ii) II.に基づき交付される代替対象株式の数その他の関連する数値を決定し、かつ（ii）当該代替の効力発生日を決定する。本（ロ）(b)に基づき対象株式の代替が行われる場合は、本書中の対象株式の記載は代替対象株式と読み替えられ、単元株数および現金調整を含む本書に定める規定が代替対象株式に準用される。
- (c) 最終償還判定日または最終償還判定日より前の日に対象株式に関し国有化、上場廃止または支払不能事由（それぞれ、以下に定義する。）が発生した場合、発行者は、償還期限以前の日で計算代理人がその独自の完全な裁量により決定する日に、（i）計算代理人がその独自の完全な裁量により決定する、かかる国有化、上場廃止または支払不能事由（場合による。）を考慮に入れた本債券の公正な経済的価値に等しい額から発行者が関連するヘッジ契約の解除または修正をなすために負担した費用を控除した額を、本債券の所持人に対しその保有する本債券の金額に応じて日本円で現金により支払うことにより、または、（ii）交付株式数の対象株式の交付および単元株数未満の対象株式の時価総額に等しい現金調整の額（計算代理人がその独自の完全な裁量により決定する。）から発行者が関連するヘッジ契約の解除または修正をなすために負担した費用を控除した額の支払により、本債券のすべてを償還する。
- (d) 計算代理人は可及的速やかに、本（ロ）に基づき行われるあらゆる決定および調整の詳細を発行者、受渡代理人および財務代理人に通知する。当該詳細についての本債券の所持人に対する通知は財務代理人により下記「10 公告の方法」に従って行われる。

（ハ）本取引所で公表される価格の訂正

本取引所で公表され、本債券に基づく何らかの計算または決定を行う際に用いる価格がその後訂正され、その訂正が当初の公表日中に本取引所により公表され、計算代理人がその独自の完全な裁量により、当該計算または決定によって決定された本債券に関する支払の調整が実行可能であると決定する場合、計算代理人は、その独自の完全な裁量により、適切であると決定した当該支払の調整を行う。

（二）拘束力を有する計算

計算代理人は、発行者と計算代理人との間で締結された計算代理人契約書（以下「計算代理人契約」という。）に従い、本債券に基づき支払われる一定の金額に関する計算および本書により詳細に明記されている一定の事項に関する決定をその独自の完全な裁量により行うために計算代理人に任命された。計算代理人による決定のために付与され、表明され、示され、または取得された証明書、交信、意見書、決定、計算および相場は、明白な誤謬がある場合を除き、発行者、財務代理人、その他の支払代理人（下記「4 元利金支払場所」に定義す

る。) および本債券の所持人を拘束し、また、明白な誤謬のある場合を除き、計算代理人は、その規定に従ってなしたその権限、義務および裁量権の履行および行使に関して、発行者または本債券の所持人に対して何らの義務を負わない。計算代理人による通知は、本債券の条項および計算代理契約に従ってなされた場合に適式になされたものとみなされる。

計算代理人は、計算代理人が本債券に基づき行う一切の決定または計算を、当該決定または計算後実務上できる限り早く、発行者および財務代理人に通知する。財務代理人は、その後実務上できる限り早く、下記「10 公告の方法」に従って、本債券の所持人に対し、通知を行う。

#### (ホ) 定義

「受渡混乱事由」とは、

受渡代理人および／または発行者が管理できない事由（本債券をヘッジするために発行者が締結したヘッジ契約の相手方当事者が交付を行わない場合を含むが、それに限らない。）で、その結果、受渡代理人および／または発行者が本債券に關し、本債券の所持人に対する交付株式数の対象株式の交付を確保できなくなるものをいう。

「受渡代理人」とは、

ビー・エヌ・ピー・パリバまたは適式に授権されたその承継者をいう。

「営業日」とは、

本「3 償還の方法」において、東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）、かつユーロクリアおよび／またはクリアストリーム（場合による。）が営業を行っている日をいう。

「確定株式数」とは、

以下の計算式に従い計算代理人によって計算される各本債券の計算基礎額に対する株式数をいう。

計算基礎額 ÷ 行使価格

ただし、上記計算式で得られる数値は小数第9位を四捨五入する。

(i) 早期償還日に関しては、早期償還日の3予定取引日（以下に定義する。）前の日をいい、(ii) 債還期限に関しては、償還期限の3予定取引日前の日をいう。

「カットオフ日」とは、

(i) 発行済の対象株式の全部を譲渡することになる、または譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更その他の変更、(ii) 対象株式発行会社と他の法人との新設合併、合併もしくは吸収合併（対象株式発行会社が存続会社となる新設合併、合併もしくは吸収合併を除く。）、または株主の承認を必要とする対象株式発行会社の資産もしくは事業の全部または実質的に全部の売却もしくは譲渡（対象株式発行会社を持株会社に再編成し、その子会社が当該資産および対象株式発行会社の運営のすべてを継承する対象株式発行会社の資産または事業の売却もしくは譲渡を除く。）、または(iii) 対象株式の全部（申込人が所有または支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、もしくは譲渡を取消不能の形で確約することとなる対象株式の買収申込、または(iv) 対象株式発行会社もしくはその子会社と他の法人との

新設合併、合併、吸収合併、拘束力のある株式交換で対象株式発行会社が存続会社となり、結果として発行済の対象株式のすべての種類変更または変更とならないものであるが、当該事由の発生前の発行済の対象株式（当該他の法人が所有または支配する対象株式を除く。）が包括して当該事由発生後の発行済の対象株式の50%未満を表章することとなるもののいずれかの事由をいい、いずれの場合も合併日（以下に定義する。）が最終償還判定日以前の場合に限る。

「合併日」とは、

合併事由に関し、対象株式（買収申込の場合には、申込人により所有または支配されている対象株式を除く。）の全所有者が、対象株式の種類変更その他の変更もしくは対象株式の買収申込により、所有する対象株式を譲渡することに合意した日、または取消不能の形で譲渡しなければならなくなつた日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡が株主総会に承認のために提出された日、または新設合併、合併、吸収合併、売却もしくは譲渡の効力発生が予定される日のいずれか早い日をいう。

「観察期間」とは、

当初価格決定日（以下に定義する。）（当日を含む。）から最終償還判定日の評価時刻（以下に定義する。）（当該時刻を含む。）までの期間をいう。

「計算代理人」とは、

ビー・エヌ・ピー・パリバまたは適式に授権されたその承継者をいう。

「現金調整額」とは、

各本債券の計算基礎額につき、以下の計算式に基づき計算代理人によって計算される日本円の現金額をいう。

$$(確定株式数 - 交付株式数) \times 最終価格$$

ただし、上記計算式で得られる数値は、1円未満を四捨五入する。

「行使価格」とは、

当初価格の100.00%に相当する額（ただし、小数第3位を四捨五入する。）をいう。

「交付株式数」とは、

確定株式数以下の単元株数の最大整数倍の対象株式の数をいう。

「国有化」とは、

対象株式の全部または対象株式発行会社の資産の全部もしくは実質的に全部が国有化され、公用徵収され、またはその他の態様により政府機関、行政当局もしくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。

「最終価格」とは、

対象株式につき、最終償還判定日の対象株式終値であり、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定するものをいう。

「市場混乱事由」とは、

計算代理人がその独自の完全な裁量により（i）取引障害（以下に定義する。）、（ii）取引所障害（以下に定義する。）または（iii）早期終了（以下に定義する。）が発生もしくは存在していると決定し、かかる場合において、計算代理人が当該取引障害、取引所障害または早期終了が重大であると決定した場合の当該取引障害、取引所障害または早期終了の発生もしくは存在をいう。

「取引障害」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間の間に（本取引所が許容する制限を超える株価変動その他を理由とする）本取引所における対象株式の取引の停止（本取引所が特別気配を公表した場合を含む。）または当該取引に課せられた制限が発生または存在することをいう。

「取引所障害」とは、いずれかの日において本取引所の取引終了直前の1時間の間に、市場参加者が全般的に本取引所における対象株式の取引を実行し、またはその時価を取得する機能を失い、または毀損すると計算代理人により決定される事由（早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、いずれかの取引所営業日（以下に定義する。）において予定終了時刻（以下に定義する。）前に本取引所が取引を終了することをいう。ただし、かかる早期終了時刻について、(i) 当該取引所営業日の本取引所における通常の立会時間の実際の終了時刻と(ii) 当該取引所営業日の終了時刻における執行のために本取引所のシステムに入れられる注文の提出締切り時刻のいずれか早い方から少なくとも1時間前までに本取引所がかかる早期の終了を発表している場合を除く。

「支払不能事由」とは、

対象株式発行会社の任意もしくは強制の解散、清算、破産、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、特別清算の開始、解散もしくは支払不能または対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、(i) 対象株式全部について管財人、清算人もしくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、または(ii) 対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合をいう。

「JASDEC営業日」とは、

JASDECが受渡しの指示の受け付けおよび執行のために営業している日（または受渡混乱事由の発生がなければ営業していた日）をいう。

「障害日」とは、

本取引所がその通常の立会時間の間に取引を行うことができない、対象株式の公式の終値が公表されない、または市場混乱事由が生じている予定取引日をいい、いずれの場合も計算代理人により決定される。

「上場廃止」とは、

本取引所が、本取引所の規則に従い、対象株式が本取引所において（合併事由以外の）何らかの理由により上場、取引または値付けされない（またはされなくなる）と同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所もしくは相場表示システムにすぐには再上場または再取引されない（またはされる予定はない）旨を発表することをいう。

「潜在的調整事由」とは、

以下のいずれかの事由をいう。

(i) 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（ただし、合併事由の発生による場合を除く。）、または無償発行、資本組入れ発行もしくは同様の発行による既存株主に対する対象株式の無償交付もしくは配当。

(ii) 対象株式の既存株主に対する (a) かかる対象株式の分配、発行もしくは配当、(b) 対象株式の株主に対する支払いと同順位もしくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当および/もしくは残余財産の支払いを受ける権利を付与するその他の株式もしくは有価証券の分配、発行もしくは配当、(c) スピン・オフその他同様の行為を原因とする、対象株式の発行者により取得もしくは保有されている（直接的か間接的かを問わない。）他の発行者の株式もしくはその他の有価証券の分配、発行もしくは配当、または (d) その他の有価証券、新株購入権もしくは新株予約権もしくはその他の資産の分配、発行もしくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。

(iii) 特別配当

(iv) 対象株式発行会社による、全額払込み済でない関連ある対象株式の払込請求。

(v) その原資が利益からまたは資本からによるか、および買戻しの対価が金銭、有価証券その他であるかを問わず、対象株式発行会社による対象株式の買戻し。

(vi) 対象株式発行会社に関し、株主権利制度または特定の事由が発生した際に優先株式の配当、新株予約権、債務証券もしくは市場価格を下回る価格で株式を取得する権利について規定する敵対的買収に対する取り決めに基づき、対象株式発行会社の普通株式または資本ストックのその他の株式から分配または分離される株主権利が生じることになると計算代理人が決定する事由。ただし、かかる事由により影響を受ける調整は、かかる権利の償還時に再調整されるものとする。

(vii) 上記 (i) ないし (vi) 以外で、計算代理人の意見において、対象株式の理論価値を著しく希薄化または凝縮化する効果を有するその他同様の事由。

「対象株式」とは、

全額払込み済の対象株式発行会社の普通株式をいい、上記 (ロ) 記載の調整または代替の条項に服する。

「対象株式終値」とは、

対象株式に関して、計算代理人により決定される評価時刻に本取引所で公表される対象株式の値をいい、上記 (ハ) 記載の訂正の条項に服する。

「対象株式発行会社」とは、

パナソニック株式会社（証券コード：6752）（本書において「パナソニック」ということがある。）をいう。

「単元株数」とは、

対象株式100株をいう。ただし、対象株式発行会社の定款における単元株数の変更に従う。

「当初価格」とは、

計算代理人がその独自の完全な裁量により決定する2017年10月24日（以下「当初価格決定日」という。）の対象株式終値を

いう。ただし、上記（ロ）記載の調整または代替の条項および上記（ハ）記載の訂正の条項に服する。当該日が障害日である場合は、当初価格決定日は、その直後の障害日でない予定取引日に決定される。ただし、当初の当初価格決定日の直後の2予定取引日までのいづれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の2予定取引日までのすべての日が障害日である場合、第2予定取引日は、かかる日が障害日であることにかかわらず当初価格決定日とみなされ、また、計算代理人はその独自の完全な裁量により適切であるとみなす参照元を参照して当初価格を決定する。

「取引所営業日」とは、

本取引所における取引が予定終了時刻よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常の立会時間の間に取引が行われる予定取引日をいう。

「ノックイン事由」とは、

観察期間中の障害日ではないいづれかの取引所営業日に、対象株式終値がノックイン判定水準（以下に定義する。）と等しいかまたはそれを下回ったと計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定した場合に発生したとみなされる事由。

「ノックイン判定水準」とは、

当初価格の80.00%に相当する額（ただし、小数第3位を四捨五入する。）をいい、上記（ロ）記載の調整または代替の条項および上記（ハ）記載の訂正の条項に服する。

「判定日」とは、

(i) 早期償還日に関しては、早期償還日の5予定取引日前の日を、(ii) 債還期限に関しては、債還期限の5予定取引日前の日（以下「最終償還判定日」という。）をいう。当該日が障害日である場合は、判定日はその直後の障害日でない予定取引日とする。ただし、対応するカットオフ日までのいづれかの予定取引日が障害日でない場合に限る。対応するカットオフ日までのすべての予定取引日が障害日である場合は、当該カットオフ日は、かかる日が障害日であることにかかわらず判定日とみなされ、また、計算代理人はその独自の完全な裁量により適切であるとみなす参照元を参照して対象株式終値を決定する。

「評価時刻」とは、

本取引所の予定終了時刻（または、取引が行われない場合には午後3時（東京時間））をいう。本取引所が予定終了時刻より前に終了する場合には、評価時刻とは実際に終了する時刻をいう。

「本取引所」とは、

東京証券取引所またはその承継者もしくは譲受人をいう。

「予定終了時刻」とは、

本取引所および予定取引日に関し、当該予定取引日における本取引所の週日の予定終了時刻をいう。時間外または通常の立会時間外の他の取引は考慮しない。

「予定取引日」とは、

本取引所がその通常の立会時間での取引を行う予定の日をいう。

### 対象株式の株価の過去の推移

下記の表は、対象株式について、2013年から2016年までの各年および2016年11月から2017年10月までの各月の東京証券取引所における株価の終値の最高値と最安値を示したものである。下記の表においては、対象株式発行会社の呼値の単位にかかわらず、株価は小数第1位まで示している。ただし、かかる期間において対象株式発行会社について合併などの事由が生じている場合、または対象株式について株式分割が行われている場合などには、効力発生前の株価は当該事由を考慮して調整された値で表記されている場合がある。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価が下記のように変動したことによって、当該対象株式の株価が本債券の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

#### <パナソニックの株価終値の過去推移>

株価（単位：円、2013年から2016年までの年次毎および2016年11月から2017年10月までの月次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2013年	1,224.0	519.0
2014年	1,595.5	1,040.0
2015年	1,843.0	1,179.5
2016年	1,303.0	801.7

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2016年11月	1,164.0	951.1	2017年5月	1,420.5	1,337.5
2016年12月	1,303.0	1,189.5	2017年6月	1,562.5	1,452.0
2017年1月	1,219.0	1,177.5	2017年7月	1,534.5	1,464.5
2017年2月	1,275.0	1,166.0	2017年8月	1,523.0	1,447.0
2017年3月	1,292.5	1,193.5	2017年9月	1,665.0	1,437.5
2017年4月	1,360.0	1,221.5	2017年10月	1,629.0	1,624.5

出典：ブルームバーグ・エルピー

(注) ただし、2017年10月は10月4日まで。2017年10月4日の東京証券取引所における対象株式の終値は、1,625.5円であった。

### (3) 税制上の理由による期限前償還

以下の場合、本債券は、発行者の選択により、30日以上60日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、計算基礎額につき以下に定義する市場価値償還額をもって、その全部（一部は不可。）を隨時償還することができる。本書において、「市場価値償還額」とは、計算代理人の独自の完全な裁量で決定される経過利子（もしあれば）を含む本債券の市場価値（市場実勢金利および本債券に含有される信用リスクを参照するが、それらに限らない。）から、早期償還の結果、発行者が負担することとなった裏付となる、および／または関連するヘッジの取決めの清算の為の合理的な費用を控除した金額をいう。

(イ) 発行者が、スウェーデン王国またはスウェーデン王国のもしくはスウェーデン王国内の下部行政主体もしくは課税当局の法令に対する変更または修正、またはかかる法令（管

轄裁判所の判決を含む。) の適用もしくは公的解釈における変更（発行日以後に生じたものに限る。）が生じたことにより、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定められたまたは記載された追加額を支払わなければならないかまたは支払う義務を負うことになる場合であって、かつ

- (ロ) 発行者が、発行者に対して利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還通知は、もしその時点で本債券に関する支払期日が到来しているとしたならば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の 90 日より前にはなされないものとする。

本段落に基づく償還通知に先立ち、発行者は財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利を有することを記載し、かかる償還をなすための発行者の権利の前提条件が発生していることを示す事実を表明した、発行者の執行委員会（Executive Committee）の 2 名の委員により署名された証明書を交付する。本項において述べているかかる通知の期間の満了により、発行者は、本項に従って本債券を償還する義務を負う。

(4) 違法性を理由とする期限前償還

本債券に基づく発行者の義務の履行または本債券に基づく発行者のポジションをヘッジするためのあらゆる取り決めが、全部または一部を問わず、現在または将来において適用ある、政府、行政、立法もしくは司法に関する権限を有する者による法、規則、規制、判断、命令もしくは通達を遵守した結果またはそれらの解釈により、非合法、違法もしくは禁止対象となった、またはそうなるであろうと計算代理人が誠意をもって決定した場合には、発行者は、下記「10 公告の方法」に従い 3 日以上 30 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、本債券の全部（一部は不可。）を市場価値償還額で償還することができる。

(5) 買入消却

発行者は、公開市場その他において、隨時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券は、保有、再販売、または消却のために提出できる。

本項に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、（期限未到来の利札すべてが付されているか、共に提出されたことを条件として）即時に消却されるものとし、再販売または再発行することはできない。

(6) 償還および買入れのための事前許可

償還期限以前に行われる償還または非劣後の債券の買入れは、MREL 規制（以下に定義する。）により求められる場合には、関連ある政府または欧州当局の事前の許可に服する。

本項において、

「MREL 規制」とは、(i) スウェーデン金融監督庁および／または(ii) その他の政府もしくは欧州当局による金融機関における自己資本および適格債務の最低基準および／または損失吸収能力に関する法令、規制、要件、基準、ガイドラインおよび政策をいい、いずれの場合もその時点でスウェーデン国内において有効であり、SEK に適用あるものをいう。

#### 4 【元利金支払場所】

(1) 当初の支払代理人およびその指定事務所：

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチエスター・ストリート 1 ウィンチエスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)

ドイチュ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)  
ルクセンブルク市 L- 1115 ブールバール・コンラート・アデナウアー 2  
(2 Boulevard Konrad Adenauer, L- 1115 Luxembourg)  
ドイチュ・インターナショナル・コーポレート・サービス (アイルランド) リミテッド  
(Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited)  
アイルランド ダブリン3 イーストポイント・ビジネス・パーク ピナクル2 6階  
(Sixth Floor, Pinnacle 2, Eastpoint Business Park, Dublin 3, Ireland)  
(以下「支払代理人」といい、財務代理人契約（下記「6 債券の管理会社の職務」に定義する。）に従って選任された代替または追加の支払代理人を含む。)

発行者は、いつでも、支払代理人（財務代理人を含む。）の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人もしくは計算代理人を指名する権利を有する。ただし、発行者は、常に（i）財務代理人を維持し、（ii）FATCA 源泉徴収（以下に定義する。）を控除されることなく本債券に基づく支払を受領する権利を有する支払代理人を維持し、また（iii）計算代理人を維持する。支払代理人は、いつでも、その指定事務所を、同一の都市にある他の事務所に変更する権利を有する。計算代理人、支払代理人またはそれらの指定事務所の変更の通知は、下記「10 公告の方法」に従って所持人に対して速やかに行われる。

- (2) 元本：元本（現金調整額（もしあれば）も含む。）の支払は、東京に所在する銀行宛振出の円建小切手により、または受取人が東京に所在する銀行に維持する円建の口座への送金により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

利息：利息の支払は、下記（3）を条件として、上記元本の場合と同じ方法により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所においてしかるべき利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

ニューヨークにおける支払：（i）発行者が、支払期日到来時に支払われるべき通貨により本債券に関する利息の全額を支払代理人が支払うことができると合理的に予測して、米国外の支払代理人を指名する場合、（ii）当該支払代理人すべての事務所におけるかかる利息の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により妨げられる場合、および（iii）支払が適用ある米国法により許容される場合には、元本または利息の支払はニューヨークにおける支払代理人の指定事務所でなされる。

- (3) 支払期限の到来した利札に関する以外の利息の支払は、米国外（または上記（2）の第3段落により許容される場合にはニューヨーク）に所在する支払代理人の指定事務所において、関連ある本債券を呈示することによってのみなされる。
- (4) 財務法に従った支払： 本債券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、（i）支払場所において適用ある財務またはその他の法令に従うものとするが、下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」の規定を害しないものとし、また、（ii）下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」の規定にかかわらず、1986年合衆国内国歳入法第1471条(b)項に記載された契約に従って要求される源泉徴収もしくは控除、またはその他の同歳入法第1471条から第1474条、同歳入法に基づく規定もしくは契約、その正式な解釈、もしくはこれらに対する政府間の提案を実施するあらゆる法律に従って課税される源泉徴収もしくは控除に従うものとする（以下「FATCA 源泉徴収」という。）。かかる支払につき、本債券または利札の所持人に対して、いかなる手数料または費用も課せられない。
- (5) 本債券が、これに関するすべての期限未到来の利札が付されずに呈示された場合は、欠缺利札の総額に等しい金額が支払われるべき元本金額から差し引かれる。ただし、支払可能な総額

が支払われるべき元本金額に満たない場合は、当該欠缺利札の総額のうち、実際に支払可能な総額の支払われるべき元本金額に対する割合に相当する金額が差し引かれる。

このようにして差し引かれた元本金額はそれぞれ、関連ある欠缺利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えに支払われる。

- (6) 本債券または利札のいずれかに関するある金額の支払期日が、支払に関する営業日でない場合、かかる支払期日は翌営業日まで延長され（ただし、直後のかかる営業日が翌月の日となる場合には、直前の営業日とする。）、その所持人は、かかる期日まで当該金額の支払を受ける権利を有しない。かかる調整によりいかなる追加利息その他一切の支払も行われることはない。

上記において、「営業日」とは、(A) 支払に関しては、(a) 商業銀行および外国為替市場が東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて一般に支払の決済を行う日であり、(b) (i) 呈示または提出場所において、持参人払式証券の呈示および支払のためまたは債券の券面の提出のために、および外国為替取引のために、銀行が営業を行う日であり、また(ii) 口座への送金による支払の場合は、東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて外国為替取引が行われる日であり、また(B) 本書に基づいて必要とされるその他の計算、決定および評価を行うこと、または通知勧告を行うことに関連する事項については、東京、ロンドンおよびニューヨークにおいて営業を行っている日をいう。

- (7) 支払代理人が、支払のために支払代理人に対して呈示された本債券または利札のいずれかにつき、その一部を支払う場合、当該支払代理人は、その支払金額と日付を含む記載を当該本債券または利札に裏書する。
- (8) 大券に関するすべての支払は、支払代理人または支払代理人が指図する者に対する大券の呈示、また（すべての経過利息とともに元本を完済する場合には）大券の提出によりなされ、本債券に関する発行者の対応する債務を弁済および免責する効果を有する。大券に関する元利金の支払がなされる各場合において、発行者はかかる支払の旨が大券付属の別紙に記入されるようとする。
- (9) 計算代理人が、誠実に、その独自の完全な裁量により、発行者の支配の及ばない事由により円で支払うことができないと判断する場合（以下「通貨障害事由」という。）、通貨障害事由の発生後に本債券または利札に関して支払われるべき金額の支払は、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、米ドルまたはユーロ（円建の当該支払われるべき金額と同等の金額）で行われるものとする。通貨障害事由の通知（かかる通知は取消不能とする。）は、下記「10 公告の方法」に従って所持人になされるものとする。

## 5【担保または保証に関する事項】

法律により（ただし、契約にはよらない。）強制的に優先される債務を除き、本債券は、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者のその他のすべての現在および将来における未履行の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

## 6【債券の管理会社の職務】

該当なし。

### 財務代理人の職務

- (1) 発行者は、支払期日が到来した本債券に関する利息および元本、または償還金額（場合による。）を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日以前に、当該本債券に関してその時点で支払われるべき元本、償還金額または利息（場合による。）に相当する金額を支払う。

発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において（ただし、期限が到来しているか否かを問わない。）、財務代理人は、当該支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、上記「4 元利金支払場所」の記載に従い、当該支払代理人により支払われた金額と同額を当該支払代理人が財務代理人に対する通知により指定した銀行への振込の方法により支払う。

- (2) 本債券または利札を喪失、盗失、汚損、毀損または滅失した場合、すべての適用ある法律に従い、請求者が再発行におけるすべての費用を支払い、かつ、発行者および財務代理人が要求する証拠、担保、補償およびその他の条件を満たした場合、財務代理人の指定事務所において、かかる本債券または利札は再発行される。汚損または毀損した本債券または利札は、再発行される前に提出されなければならない。
- (3) 財務代理人は、発行者、ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店、ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービス（アイルランド）リミテッドとの間で締結された 2017 年 3 月 30 日付財務代理人契約（その後の修正または補足を含み、以下「財務代理人契約」という。）に定めるその他の義務および職務を遂行する。

## 7【債権者集会に関する事項】

財務代理人契約は、本債券に適用される要項の修正または放棄を含め、本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定を有する。

発行者は、何時にも債権者集会を招集することができ、または本債券の元本残高の 10 分の 1 以上を有する本債券の所持人の書面による要求があった場合には、本債券の債権者集会を招集しなければならない。招集の日時および場所を記載した少なくとも 21 日前の通知が本債券の所持人に付与される。

かかる集会において、本債券もしくは議決権証書を保有しているか、または代理人であり、かつ本債券の元本残高の過半数を保有し、もしくは代表する 1 名以上の者（発行者およびそのノミニーを除く。）が出席した場合には、議題の審議のための定足数を構成する。

集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手および投票の双方について、本債券の所持人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。

債権者集会は、本債券について、要項中の規定に従うことを条件として、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」第 17 項以前に記載されている規定により付与される権限に加えて、当該「債権者集会に関する規定」により第三者に付与される権限を損なうことなく、特別決議（以下に定義する。）により行使可能な次の権限を有する。

- (a) 本債券の所持人または利札の所持人の発行者に対する権利について、かかる権利が本債券その他に基づき生じるかどうかにかかわらず、変更、廃止、修正、和解または調整につき、発行者の提案を承認する権限。

- (b) 本債券を、発行者もしくは設立済もしくは設立予定のその他の法人の他の債務証書もしくは証券に交換、代替または転換することを承認する権限。
- (c) 本債券もしくは利札、要項、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」または財務代理人契約に記載されている条項に関して、発行者が提案する変更に同意する権限。
- (d) 本債券に適用される要項に基づく義務の発行者による違反もしくはそのおそれ、または本債券に適用される要項に基づき債務不履行事由を構成することになる作為もしくは不作為に関して、権利を放棄し、または容認する権限。
- (e) 財務代理人またはその他の者に対して、特別決議を実行し、その効力を発生させるために必要な一切の書類、行為および事項の協力、作成および実施を授権する権限。
- (f) 本債券に適用される要項に基づき特別決議により付与されることが必要な権能、指図または承認を付与する権限。
- (g) 本債券に関して、本債券の所持人の権利を代表する受任者として、何人（本債券の所持人であるかどうかを問わない。）かを任命し、またかかる本債券の所持人が特別決議により自ら行使することができる権能または裁量権を、当該受任者に付与する権限。

適法に招集され、開催された本債券に関する債権者集会で可決された特別決議は、当該集会への出席の有無を問わず、すべての本債券の所持人を拘束し、また本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとし、かつこれに応じて、本債券および利札の各所持人は、本債券に関して、かかる決議の効力を承認することを義務づけられるものとする。かかる決議の可決は、当該決議がなされた状況が可決を正当化するものであったことの確定的な証拠であるものとする。

「特別決議」とは、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」の条項に従い適法に招集され、開催された本債券の債権者集会において、行使された議決権の4分の3以上の多数により可決された決議をいう。

## 8【課税上の取扱い】

- (1) スウェーデン王国の租税
  - (i) 追加額支払

本債券に関する元本および利息の一切の支払は、スウェーデン王国またはスウェーデン王国内の課税当局によりまたはそのために現在または将来賦課される一切の種類の税金その他の課徴金を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除の後に本債券または利札の所持人（場合による。）が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札（場合による。）に関して受領するはずであった元本および利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、支払のために呈示される本債券または利札に関してかかる追加額は支払われない。

- (イ) 本債券または利札の所持以外にスウェーデン王国と関連を有することを理由として、本債券または利札に関する税金または課徴金が賦課される本債券または利札の所持人によるまたはそのための場合。
- (ロ) 所持人が、非居住者である旨の宣言その他類似の免除請求を関連課税当局に行うことによりかかる源泉徴収または控除を回避することが可能である場合。
- (ハ) 関連日（以下に定義する。）後30日を超える期間を経過した場合。ただし、所持人がかかる30日目の日に支払のために呈示をしていたならば受領する権利を有していた追加額を除く。

本書における「関連日」とは、(a)かかる支払に関して支払期日が最初に到来する日、または(b)財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、下記「10 公告の方法」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が所持人に対してなされた日、のいずれか遅い方の日をいう。

本債券に関する元本および利息には、本「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に基づいて支払われる追加額が含まれる。

疑義を避けるために言えば、SEK による本債券に関する支払のすべては 1986 年合衆国内国歳入法（その後の改正を含み、以下「内国歳入法」という。）第 1471 条から 1474 条までの規定、同内国歳入法の現在および将来の規則もしくは正式な解釈、内国歳入法第 1471 条(b)に基づき締結された契約、政府間協定、またはかかる内国歳入法の条項の実施に関連して締結された政府間協定（またはかかる政府間協定を実施する法律）に基づき採択された財務上もしくは規制上の法律、規則もしくは慣行に基づき要求される金額が源泉徴収または控除され行われる（以下「FATCA 源泉徴収税」という。）。SEK は FATCA 源泉徴収税について追加額を支払う必要はない。

#### (ii) 課税管轄

発行者がスウェーデン王国以外の課税管轄に服することとなる場合、本書中のスウェーデン王国には、スウェーデン王国およびかかるその他の管轄が含まれると解される。

#### (2) 日本国の租税

##### (a) はじめに

日本国<sup>1</sup>の租税に関する以下の記載は、本書提出日現在施行されている日本国<sup>1</sup>の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

日本の税法上、本債券は普通社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が普通社債として取り扱われなかつた場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、デリバティブ取引が組み込まれているために売出時において元本および利息の双方またはいずれかの支払額を確定することができない社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。本債券のようなデリバティブ取引が組み込まれた普通社債については、本債券に投資しようとする者が内国法人である場合、法人税法上は原則として組込デリバティブ取引を普通社債部分から区分することは求められないと考えられる。ただし、法人税基本通達により、継続的に組込デリバティブ取引を普通社債部分から区分するときはこれを認めるものとされている。組込デリバティブ取引を普通社債部分から区分しない場合（以下においてはこの場合のみを前提とする。）には、本債券の有価証券の区分に従い一体として評価する。本債券に投資しようとする者が日本国<sup>1</sup>の居住者である個人である場合の所得税法上の取扱いは明らかではなく、原則としては組込デリバティブ取引を普通社債部分から区分しないで一体として取り扱うべきものと考えられるが、この点については全く疑義なしとはしないことに留意されたい。なお、将来、日本の税務当局がデリバティブ取引が組み込まれているために売出時において元本および利息の双方またはいずれかの支払額を確定することができない社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

下記では、本債券について上記で述べた原則的取扱いが適用されることを前提として、日本国<sup>1</sup>の居住者である個人の本債券に関する課税上の取扱いの概略（下記(b)）および内国法人についての本債券に関する課税上の取扱いの概略（下記(c)）について、それぞれ述べる。ただ

し、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が支払を受けるべき本債券の利息は、一般的に利息として取扱われ、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が保有する本債券の利息に係る利子所得は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて本債券の利息の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。ただし、一回に支払を受けるべき利息の金額ごとに確定申告をする所得に含めないことを選択することもでき、その場合には上記の源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

日本国に居住する個人が本債券を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

日本国に居住する個人が本債券の元本の償還により交付を受ける金額（本債券の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、償還の日における当該株式の終値に交付される株式数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを含む。）に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）および 5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。なお、本債券の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、租税特別措置法（所得税関係）通達により、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

申告分離課税の対象となる、本債券の利息、譲渡損益、および償還差損益については、一定の条件および限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、および譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件および限度で、翌年以後 3 年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得および譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本債券は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続および取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が支払を受けるべき本債券の利息は、一般的に利息として取扱われ、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、一定の公共法人等および金融機関等を除き、日本の税法上、15.315%（15%の所得税および復興特別所得税（所得税額の 2.1%）の合計）の源泉徴収税が課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国に所得に関する租税の課税対象となる。なお、本債券の利息の交付を支払の取扱者を通じて受ける場合には、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国に所得に関する租税から控除することができる。

内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本債券の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。なお、本債券の償還が発行者以外の者の発行する株式によってなされる場合、日本国の居住者である個人と同様に、償還の日における当該株式の終値が当該株式の取得価額となる。

## 9【準拠法および管轄裁判所】

### (1) 準拠法

本債券、財務代理人契約およびプログラムに基づき発行される債券に関して発行者によって作成された誓約証書（その変更または補足を含む。）ならびにそれらに起因もしくは関連して生じる契約外の義務は、英國法に準拠する。

### (2) 英国の裁判所

英國の裁判所は、本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有する。

### (3) 適切な法廷

発行者は、英國の裁判所が紛争を解決する最も適した都合の良い裁判所であり、したがって、英國の裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。

### (4) 英国外で訴訟手続を行う所持人の権利

上記（2）の規定は、所持人のみのためのものである。したがって、本「9 準拠法および管轄裁判所」に記載されている事項により、所持人が管轄権を有するその他の裁判所で紛争に関連する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）を行うことを妨げられるものではない。所持人は、法律により許容される範囲において、複数の管轄地で同時に訴訟手続を行うことができる。

### (5) 送達受領代理人

発行者は、訴訟手続を開始させる書面およびかかる訴訟手続に関連して送達をするその他の書面が現在はロンドン市 W1H 2AG、アッパー・モンタギュー・ストリート 5 (5 Upper Montagu Street, London W1H 2AG)（またはその時々の英國における住所）に所在するビジネススウェーデン - スウェーデン貿易投資公団 (Business Sweden - The Swedish Trade and Invest Council) のその時々における商務参事官 (Trade Commissioner) に交付されることによって発行者に送達されうることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、いずれかの本債券の所持人の書面による請求により英國における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英國に所在する者からさらに選任する。かかる選任が 15 日以内に行われないときには上記の本債券の所持人は発行者へ通知することによりかかる者を選任する権限を与えられる。本段落の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する所持人の権利に影響を与えるものではなく、英國およびその他の管轄地における訴訟手続に適用される。

## 10【公告の方法】

すべての本債券が恒久大券により表章され、かかる恒久大券がユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託されている間は、本債券の所持人への通知は関連する通知をユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に交付することによりなすことができ、この場合、当該通知は、ユーロクリアまたはク

リアストリームまたはその他の関連決済機関に交付された日に本債券の所持人になされたものとみなされる。

発行者に対する通知は、発行者に対して、Klarabergsviadukten 61-63, P.O. BOX 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden（または本段落に従って通知されたその他の住所および/もしくは宛先）宛に交付され、かつその外側に「Urgent : Attention : Back Office」と明記されていた場合に、有効になされたものとみなされ、かかる交付の時点をもって有効になされたものとみなされる。ただし、当該交付日がストックホルム市において営業が行われる日ではない場合、通知はストックホルム市における直後の営業が行われる日において有効になされたものとみなされる。

## 11 【その他】

### (1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債券の所持人は、発行者に対する書面による通知を行うことにより（かかる通知は、発行者の受領により効力を生じ、かかる効力発生の日を以下「通知日」という。）、当該本債券が直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は支払期日までの経過利息とともに、かかる通知日より前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、直ちに期限が到来し、額面金額にて償還される。

- ( i ) 発行者が本債券のいずれかに関する支払期日が到来したいたずれかの支払を 15 日を超えて怠った場合。
- ( ii ) 発行者がいずれかの本債券に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ、本債券の所持人が発行者に対し当該懈怠の治癒を要求する書面による通知をなしの後 30 日間当該懈怠が継続した場合。
- ( iii ) いずれかの者が、発行者の借入金債務に関する債務不履行によって発行者の当該借入金債務の期限前の返済を正当に要求する権利を付与され、かつ、実際にそれを要求し、または当該借入金債務のための担保権を正当に実行する権利を付与され、かつ、実際にそれを実行し、または発行者が当該債務の返済をその履行期日もしくはその適用ある猶予期間の終了時において返済することを怠り、または借入金債務に関し発行者により与えられた保証の期限が到来し、かつ、請求を受けたにもかかわらず履行されなかった場合。ただし、本 (iii) 記載のいずれかの事由が発生しても、当該債務または当該保証に基づく発行者の責任が 10,000,000 米ドルまたは当該発生事由に係る義務の表示通貨におけるその相当額を超えない場合は、債務不履行事由を構成しない。
- ( iv ) いずれかの管轄裁判所において、発行者に対し破産または支払不能の手続が提起され、その開始から 60 日間却下または停止されなかった場合、または発行者が清算された場合、または発行者が自己もしくはその資産の重要な一部について管理人、管財人、清算人、受託者、仲裁人の選任を仲裁機関もしくは当局に申請し、もしくはそれらの指名がなされた場合、またはその他の方法により、会社更生、会社整理、その債務の再調整、解散もしくは清算に関する適用ある管轄地の法律、規則もしくは命令に基づく和解をし、もしくは手続を開始した場合、または期限の到来した自己の債務を支払うことができず、もしくはその支払不能を認めた場合。

本書において、「者」とは、法人格を有するか否かにかかわらず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、組合、団体、国家または国家機関その他のいづれかをいう。

## (2) 本債券の様式

本債券は、当初、無利札の恒久大券（以下「恒久大券」という。）の様式とする。恒久大券は、発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリームおよびその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託される。

恒久大券は、(a) ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関が 14 日間継続して休業している場合（ただし、法律で定める休日による場合を除く。）または業務を永久に中止する旨を発表した場合、または (b) 上記「(1) 債務不履行事由」に記載するいずれかの状況が発生した場合は、その全部（一部は不可。）が確定様式の本債券（以下「確定債券」という。）に交換される。

恒久大券が確定債券に交換される場合はいつでも、発行者は、恒久大券の所持人の交換請求から 30 日以内に、財務代理人または財務代理人が指図する者への恒久大券の提出と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、適式に認証され利札が付されたかかる確定債券を恒久大券により表章される本債券の元本金額と等しい元本総額で、直ちに交付することを保証する。

各大券は無記名式であり、大券により表章される本債券については、本債券の要項中の「所持人」は、関連する大券の所持人をいう。かかる大券の所持人とは、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関がかかる大券を保有している限り、当該預託機関または共通預託機関をいう。

ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関の記録に大券の権利を有するとされている各々の者（以下「口座保有者」という。）は、発行者が当該大券の所持人になした各支払の当該口座保有者の取り分および大券に基づいて生じるその他一切の権利に関してはユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のみを相手とせねばならない。口座保有者が大券に基づいて生じる権利を行使する範囲および方法については、ユーロクリアまたはクリアストリームまたはその他の関連決済機関のその時々のそれぞれの規則と手続きにより定められる。本債券が大券により表章されている限り、口座保有者は、本債券に基づき期日の到来した支払に関して発行者に対して直接請求する権利は有しておらず、発行者の当該義務は、大券の所持人に支払うことにより、免責される。

## (3) 権 利

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、すべての点において、（本債券が支払期日を経過しているか否か、および本債券の所有権もしくは信託もしくは本債券のその他の権利の知・不知、本債券上の記載、または以前の本債券の喪失もしくは盗難の知・不知にかかわらず）その完全な所有者として扱われ（法律によりその他の取扱いを要求される場合を除く。）、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

## (4) 時 効

本債券は本債券の支払の関連日後、10 年以内に支払のための呈示がなされなかつた場合は無効となる。本債券に付属する利札は利札の支払の関連日後、5 年以内に支払のための呈示がなされなかつた場合は無効となる。

## (5) その後の発行

発行者は、本債券の所持人の同意なしに、本債券と同じ条項を有するか、または初回の利息の支払額だけが異なる債券を隨時発行することができ、かかる債券は、残存する本債券と併せて単一のシリーズを構成することができる。

(6) 切り上げ、切り下げ

本書における計算については、(本書において他に定める場合を除き) (a)かかる計算から生じるすべての百分率につき、(必要であれば) 0.00001%未満を四捨五入し、(b)かかる計算において用いられる、またはかかる計算から生じる円貨額につき、1 円未満を切り上げるものとする。

(7) 本債券および財務代理人契約の修正

本債券の要項を含む本債券は、明白な誤謬を正すため、本債券または利札の所持人の同意を得ずに修正されることがある。更に、財務代理人契約の当事者は、その規定のいずれかを修正することに合意することができる。ただし、発行者は、かかる修正が形式的、些細なもの、もしくは技術的なものであるか、明白な誤謬を正すためになすものであるか、またはかかる当事者の意見において、本債券の所持人の利益に重大な害を及ぼさないものでない限り、本債券の所持人の同意なしにかかる修正に同意しないものとする。

(8) いかなる者も、本債券の要項のいずれかを実行するための、契約（第三者の権利）法（1999）に基づく権利を有さないものとする。

(9) 計算代理人

(イ) 義務：本債券の条項および関連プライシング・サブルメントによる計算代理人の義務の遂行に際し、計算代理人は、別段の定めがない限り、その独自の完全な裁量により行為する。本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サブルメントに基づくまたは本債券の条項および／もしくは関連プライシング・サブルメントによる計算代理人のいかなる義務または裁量権の履行または行使（計算代理人によるその他の者に対する通知の交付を含むが、これに限定されない。）における、計算代理人によるいかなる遅延、繰延、猶予も、かかる義務または裁量権のその後の遂行または行使の有効性または拘束力に影響を与えないものとし、計算代理人および発行者は、かかる遅延、繰延、猶予に關し、またはその結果として生じた責任を負わない。

(ロ) 決定、通知等：関連プライシング・サブルメントに基づきまたは関連プライシング・サブルメントにより、計算代理人による決定、構成、行使が要求または許可されたすべての金額または状態、状況、事由もしくはその他の事態または意見の形成または裁量の行使について、計算代理人により本債券の要項のために付与され、表明され、なされ、または取得されたすべての通知、意見、決定、証明、計算および相場は、（故意による不正行為、悪意または明白な誤りがない場合）最終的であり、発行者、財務代理人、本債券の所持人および本債券に関連するその他の者を拘束し、（上記に従い）計算代理人は、かかる目的のためのその権限、義務および裁量権の行使について、本債券の所持人に対して責任を負わない。

(10) 売出債券についてのリスク要因

本債券への投資は、対象株式の価格の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本債券の投資に適している。本債券への投資を予定する投資家は、本債券への投資をすることが適當か否か判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本債券に関するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

元本リスク

① 対象株式による償還のリスク

本債券の満期における償還は、ノックイン事由が発生した場合で、かつ最終価格が行使価格を下回ったと計算代理人が判断する場合、原則として、額面金額につき交付株式数に等しい数の対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付によりなされる（上記「3 償

還の方法（2）満期における償還」参照）。この場合、対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の価値は、投資元本を割り込むこともある。本債券の早期償還の有無および満期償還の方法の決定基準となる値（行使価格）を決めるための当初価格はまだ決定していない。決定した当初価格によっては、また、潜在的調整事由や合併事由などが生じ、行使価格の調整が行われた結果もしくは対象株式の単元株数が変更になった場合には、計算基礎額を行使価格で除して求められる株式数が単元株数に満たず、現金調整額のみで償還される場合がありうることに留意すべきである。

## ② 発行者および対象株式発行会社の信用リスク

本債券の利息および償還金額の支払いは発行者の義務となっている。したがって、発行者の財務状況の悪化などにより発行者が本債券の利息または償還金額を支払わず、または支払うことができない場合には、本債券の所持人は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがある。また、本債券の償還は対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、本債券の所持人は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがある。

## ③ 債還前の価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、対象株式の価格および金利の変動、本債券の発行者および対象株式発行会社の経営・財務状況の変化や発行者および対象株式発行会社に関する外部評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがある。

### （債還前の価格に影響する要因）

債還前の本債券の価値および売買価格は、様々な要因に影響される。またかかる要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す、あるいはより大きな影響を与える可能性がある。

#### （i）対象株式の価格の変動

一般的に、対象株式の価格の下落は本債券の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、対象株式の価格の上昇は、本債券の価値に良い影響を及ぼすと予想される。本債券の満期が近づくにつれ、本債券の価値は対象株式の価格の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

#### （ii）対象株式の価格の予想変動率

予想変動率水準とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に対象株式の価格の予想変動率の上昇は本債券の価値に悪影響を与え、予想変動率の減少は本債券の価値に良い影響を与える。ただし、かかる影響の度合いは対象株式の価格や本債券の償還の日までの期間によって変動する。

#### （iii）金 利

一般的に、円金利が上昇すると本債券の価格に悪影響を与える。円金利が低下すると本債券の価値に良い影響を与える。ただし、かかる影響の度合いは、対象株式の価格や本債券の償還の日までの期間によって変動する。

#### （iv）本債券の発行者および対象株式発行会社の格付

本債券の価値は、投資家による発行者および対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本債券の発行者および対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本債券の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

## 投資利回りリスク

本債券は本債券の償還期限と信用格付の類似する他の公社債と比較して高い利金が得られる。しかし、高い利金は、満期における償還が株価の下落により対象株式および／または現金調整額（もしあれば）にて行われるリスクに対応していることを考慮すべきである。満期における償還が株価の下落により対象株式および／または現金調整額（もしあれば）にて行われる場合、上記「元本リスク」に記載のとおり、当該対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の価値は投資元本を割り込むこともあり、その場合、本債券の投資利回りはマイナスになることもある（すなわち、本債券の所持人が損失を被ることもある。）。一方、最終償還判定日に対象株式の株価がいくら上昇しようとも償還金額は額面金額を超えることはない。また、市場状況の変化により、将来、本債券よりも有利な条件の類似する債券が同一の発行者から発行される可能性もある。

## 早期償還リスク

「3 債還の方法 (1) 対象株式の株価の水準による早期償還」の規定に従い、早期償還を生ぜしめる事由が発生した場合、本債券のすべてはその直後の利払期日すなわち、早期償還日において額面金額で償還される。この場合、早期償還された償還金額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、本債券の所持人は早期償還されない場合に得られる本債券の利金と同等の利回りが得られない可能性（再投資リスク）がある。

## 受渡リスク

本債券の償還は、対象株式および現金調整額（もしあれば）の交付により行われる場合があるが、発行者は本債券の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在保有していない。当該対象株式は、発行者と受渡代理人間の受渡代理人契約に基づき発行者に代わり受渡代理人により交付される。受渡代理人は、当該株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より必要な株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本債券の償還に支障が生じることもあり得る。また、受渡混乱事由の発生により、その受渡決済ができない場合がありうる。

## 配 当

本債券には、固定利率の利息が付されており、その償還が対象株式および／または現金調整額（もしあれば）でなされた場合においても、その交付前に対象株式の配当が支払われることはない。したがって、本債券の投資利回りも、対象株式を保有した場合の投資利回りとは異なる。

## 不確実な流通市場

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者および日本国における売出しに関連する売出人は、本債券につき買取る義務を負うものではない。また、発行者、その関連会社および売出人は、本債券の所持人向けに流通市場を創設するため本債券の売買を行う予定もない。したがって、本債券は非流動的であるため、本債券の所持人は原則として本債券を償還前に売却することができない。仮に売却できたとしても、その売買価格は、対象株式の株価、発行者および対象株式発行会社の財務状況、通常の市場状況やその他の要因により、投資元本を割り込む可能性が高いと考えられる。

## 本債券に影響を与える市場活動

計算代理人またはその関連会社および売出人は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で（ただし関係当局による規制に違反しない範囲で）株式現物、先物およびオプションの取引を定期的に行うことができる。計算代理人またはその関連会社および売出人は、一般に、多数の株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、本債券の価格および対象株式の価格に影響を与える可能性があり得る。

## 税 金

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記「8 課税上の取扱い (2) 日本国の租税」の項を参照のこと。本債券に投資しようとする投資家は、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適當か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

### **募集または売出しに関する特別記載事項**

#### **SEKが破綻に瀕しているまたは破綻に陥る可能性がある場合の規制措置**

金融機関の再生および破綻処理に関する指令（以下「BRRD」という。）は、金融機関および投資会社、それらの子会社および一定の持株会社の再生および破綻処理のための欧州連合全体に及ぶ枠組みを規定している。BRRDは、ある機関の破綻がより広範な経済および金融システムへ及ぼす影響を最小限に抑える一方で、機関の重要な金融および経済機能の継続性を確保するために、すべての欧州経済地域の加盟国が自国の関連破綻処理当局に対して、健全ではないまたは破綻に瀕した機関に十分に早期かつ迅速に介入するための一連の手法を提供することを義務づけている。

スウェーデンでは、BRRDの要件が2016年破綻処理法（以下「破綻処理法」という。）により国内法に制定されている。スウェーデンによるBRRDの実施には、2016年2月1日からのベイルイン手法の導入が含まれている。

2016年11月23日、欧州委員会は他の案とともにBRRDの改正案を公表した。これらの提案は草稿段階のもので、今後EUの立法手続および国内実施を経ることになる。したがって、これらの提案がSEKおよび本債券にどのような影響を及ぼすかは不明確である。

破綻処理法により、スウェーデンの破綻処理当局には、破綻するリスクがあるとみなされるスウェーデンの金融機関に関して様々な措置を講じることができるよう実質的な権限が付与されている。SEKに関連していずれかの当該措置が行使されることにより、本債券の価値に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

破綻処理法に基づき、実質的な権限はスウェーデン国債局（以下「国債局（Riksgälden）」という。）に付与される（特定の状況においては、スウェーデン金融監督庁（以下「SFSA」という。）と協議がなされる）。国債局が関連事業体の破綻の可能性が非常に高くなってきており、かつ公益に脅威を与えるとみなす場合、当該権限により国債局は関連するスウェーデンの事業体（SEKなど）に対して破綻処理の措置を講じることが可能になる。国債局が利用可能な安定化オプション（スウェーデン政府が利用可能な以下の(v)を除くすべて）として、以下が規定されている。

- (i) 関連事業体の事業の全部または一部の民間事業体への移転
- (ii) 関連事業体の事業の全部または一部の「承継機関」への移転
- (iii) 資産管理ビークルへの移転
- (iv) ベイルイン手法
- (v) 関連事業体の暫定的な公的保有（国有化）

これらの各安定化オプションは、1つ以上の「安定化権限」を行使することにより達成される。当該権限には、(i) 株式譲渡命令を実施する権限（当該命令に従いスウェーデンの事業体が発行した証券の全部または一部が商業購入者、承継銀行またはスウェーデン政府に譲渡される可能性がある。）、(ii) ベイルイン手法の行使を含む破綻処理証券権限、(iii) スウェーデンの事業体の財産、権利および債務の全部または一部を商業購入者または国債局に譲渡する権限、(iv) 欧州連合以外の国の法律に基づいて講じられる類似の特別破綻処理措置の影響を認識する第三国による証券権限が含まれる。

株式譲渡命令は、幅広い証券（スウェーデンの事業体が発行した株式および債券ならびに当該株式および債券の予約権を含む。）に拡大適用が可能であるため、本債券に対しても適用され得る。さら

に、破綻処理法は、特定の状況において契約上の取り決めを修正する権限（例えば本債券の償還の変更のように要項の変更を含むことがある。）、支払を一時的に停止する権限および破綻処理権限を行使した結果生じる可能性のある権利の行使または解除を停止する権限を付与する。

さらに、破綻処理法の第 22 章によれば、破綻処理の状況において、公的財政支援は、国債局（およびスウェーデン政府（適用ある場合））が実行可能な限り最大限にペイルイン手法を含む破綻処理手法を評価かつ利用した後になって初めて関連事業体（SEK など）が最後の手段として利用できることとされている。

破綻処理権限の行使またはかかる行使の提案により、本債券の価値に重大な悪影響が及ぶ可能性があり、また本債券の所持人が本債券への投資分の価値の一部または全部を失うおそれがある。

破綻処理権限は、SEKが破綻する前に発動されることを目的としており、本債券の所持人は国債局（および国有化に関してはスウェーデン政府）によるいかなる破綻処理権限（ペイルイン手法を含む。）の行使も予測できない可能性がある。

安定化オプションは、関連事業体に係る倒産手続が開始される可能性がある時点より前に利用されることを目的としている。安定化オプションの目的は、関連事業体の事業の全部または一部が直面している、または直面する可能性のある、公益面で幅広い懸念が生じる財政上の困難な状況に対応することである。したがって、安定化オプションは、国債局が、(i) 関連事業体（SEK など）が破綻に瀕しているまたは破綻に陥る可能性があると確信している場合、(ii) 関連事業体により、または関連事業体に関して（安定化権限を考慮しないとすれば）上記の条件 (i) を満たさないことになる措置が講じられる可能性が合理的にないと判断する場合、(iii) 一定の公益（特別破綻処理の目的の一部である、スウェーデンの金融システムの安定、スウェーデンの破綻処理制度に対する国民の信頼および預金者の保護等（SFSA によっても統制されている。））を考慮した上で、安定化権限の行使が必要であると判断する場合、ならびに (iv) 関連事業体を解散することによっては特別破綻処理の目的が同程度まで達成されないと判断する場合に行使される可能性がある。異なる安定化権限の利用は、利用されている当該安定化権限に従って変化する追加の「特定条件」にも服する。

破綻処理法は、上記に記載した破綻処理権限の行使の条件を規定しているが、SEK に影響を与える様々な破綻前のシナリオにおいて、および破綻処理権限を行使するか否かを決定する際に国債局がどのようにして当該条件を評価するのかは不確定である。また、国債局には、破綻処理権限の行使を決定した場合に本債券の所持人に対して事前に通知する義務はない。したがって、本債券の所持人は、当該権限の潜在的な行使、または当該権限の行使が SEK および本債券に与える潜在的な影響のいずれも予測できない可能性がある。

本債券の所持人は、国債局による破綻処理権限（ペイルイン権限を含む。）の行使に対して異議を唱えること、および／または当該国債局がその破綻処理権限（ペイルイン権限を含む。）を行使することに係る決定の停止を求ること、もしくはかかる決定を司法手続もしくは行政手続その他により再審理してもらうことについては、非常に限定された権利しか有していない可能性がある。

国債局はSEKおよび本債券に関してペイルイン手法を行使する可能性があり、その結果、本債券の所持人が投資分の一部または全部を失うおそれがある。

国債局は、(i) 通常の破綻における債権の階層を尊重し、(ii) 関連事業体の通常の破綻手続であったとしたならば受けたであろう待遇よりも不利な待遇を受けないような方法で、株主および無担保債権者（本債券の所持人を含む。）に損失を割り当てることにより、破綻機関の資本再生を可能にするためにペイルイン手法を行使する可能性がある。

ペイルイン手法には、債務をなくす権限、または破綻処理下にある関連事業体の債務を減額もしくは延期するために契約条件を修正する権限、および債務を 1 つの形式または種類から別のものに転換する権限が含まれる。かかる権限の行使により、本債券の元本金額、利息もしくはその他の支払うべ

き金額の全部もしくは一部がなくなる可能性、および／または本債券の元本金額、利息もしくはその他の支払うべき金額の全部もしくは一部が株式、その他の証券またはSEKもしくはその他の者に係るその他の債務（本債券の条件の変更によるものを含む。）に転換される可能性があるが、いずれの場合においても、国債局が当該権限を行使することにより有効になる。

### 第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

### 第4【法律意見】

発行者の法律顧問により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行登録追補書類に記載された本債券の売出しへは発行者により適法に授権され、スウェーデン王国法上適法である。
- (2) 本債券の発行および売出しならびに関東財務局長への発行登録追補書類の提出のため発行者に要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授権は取得されている。
- (3) 発行者またはその代理人による発行登録追補書類の関東財務局長への提出は2005年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および発行者の定款に従い発行者により適法かつ有効に授権されており、スウェーデン王国法上適法である。
- (4) 発行登録追補書類（参照書類を含む。）中のスウェーデン王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

以上の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）  
平成29年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

当該半期（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）  
平成29年9月29日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【外国人報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 5【外国人半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国人臨時報告書】

該当なし。

#### 7【訂正報告書】

該当なし。

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

## 第三部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし。

### 第2【保証会社以外の会社の情報】

#### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

##### (1) 当該会社の名称および住所

パナソニック株式会社 大阪府門真市大字門真1006番地

##### (2) 理由

本債券は、前記「第一部 証券情報、第2 売出債券に関する基本事項、3 償還の方法 (2) 満期における償還」記載の条件に従い、ノックイン事由が発生した場合で、かつ最終価格が行使価格を下回ったと計算代理人が判断する場合、発行者による額面金額の金銭による支払に代り、対象株式および／または現金調整額（もしあれば）の交付をすることにより償還され、また、前記「第一部 証券情報、第2 売出債券に関する基本事項、3 償還の方法 (1) 対象株式の株価の水準による早期償還」記載の条件に従い、早期償還判定日において、対象株式終値が早期償還判定水準と等しいかそれを上回る場合、本債券は早期償還される。したがって、当該会社の企業情報は本債券の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本債券の発行者、売出人、その他の本債券の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に關しいかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (平成29年8月8日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,453,053,497株	東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）	一単元の株式数は 100株である。

#### 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

##### (1) 当該会社が提出した書類

###### イ. 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 第110期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

平成29年6月30日関東財務局長に提出

###### ロ. 四半期報告書または半期報告書

第111期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）

平成29年8月8日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

(i) イ. の有価証券報告書提出後、臨時報告書を平成 29 年 7 月 3 日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき提出するもの)

(ii) イ. の有価証券報告書提出後、臨時報告書を平成 29 年 7 月 31 日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 1 項および第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づき提出するもの)

二. 訂正報告書

訂正報告書（上記ハ. (ii) の臨時報告書の訂正報告書）を平成 29 年 8 月 23 日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
パナソニック株式会社 本店	(大阪府門真市大字門真 1006 番地)
パナソニック株式会社 渉外本部	(東京都港区東新橋一丁目 5 番 1 号 (パナソニック東京汐留ビル))
株式会社東京証券取引所	(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所	(名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号)

発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する  
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

To: The Director General of the Kanto Local Finance Bureau

Filed on: 21 December 2015

The Name of Registrant:

AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT

The Signature of Representative:



Erik Hådén  
Senior Director  
Head of Treasury



Andreas G Johansson  
Legal Counsel

- (1) The Registrant has submitted the Securities Report continuously for one (1) year.
- (2) The aggregate principal amount of the bonds that have been issued or distributed by the Registrant in Japan by filing Securities Registration Statement is 10 billion Yen or more.

(訳 文)

発行登録書の提出者が金融商品取引法第 27 条において準用する  
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

2015 年 12 月 21 日提出

発行登録書の提出者の名称 スウェーデン輸出信用銀行

代表者の署名 (署 名)  
エリク・ホーデン  
シニア・ディレクター兼  
ヘッド・オブ・トレジャリー

(署 名)  
アンドレアス・ジー・ヨハンソン  
法律顧問

- (1) 発行登録書の提出者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- (2) 発行登録書の提出者が日本国において有価証券届出書を提出することにより発行し、または交付された債券の券面総額は百億円以上であります。

## 有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち 主要なものを要約した書面

### 1. 設 立

#### (1) 設立および主たる事務所

スウェーデン輸出信用銀行（AB Svensk Exportkredit）（英語名 Swedish Export Credit Corporation）（以下「SEK」、「当社」または「親会社」という。）は、スウェーデン王国（以下「スウェーデン政府」または「スウェーデン」という。）とスウェーデンの主要な銀行により締結された契約に従って、1944 年制定のスウェーデン会社法に基づき 1962 年に設立された。かかる契約は、スウェーデン政府、スウェーデンの政府機関および銀行と協力し、スウェーデンの物品とサービスの輸出を金融面から支援するために、政府法案 1962 年第 125 号に基づくスウェーデン議会の決議に従って締結された。

SEK の主たる事務所の所在地は、Klarabergsviadukten 61-63, Stockholm, Sweden（郵便物の宛先は、P. O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden）である。

#### (2) 目 的

定款第 3 条に基づき、親会社の目的は、スウェーデンのインフラストラクチャー等、スウェーデンの輸出産業に直接的または間接的に関連するスウェーデンのための活動の発展を促進するならびにスウェーデンの産業の国際化および競争力の強化のために、銀行業および金融事業法（Banking and Financing Business Act）（2004 年第 297 号）に従い、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の財務活動には、（i）資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは債券その他類似の負債性商品の発行による。）、（ii）貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付）、（iii）保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと、ならびに（iv）有価証券の保有および取引を行うことが含まれるが、これらに限られない。

「財務活動」とは、主に以下のことをいう。

1. 資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは債券その他類似の負債性商品の発行による。）。
2. 貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付）。
3. その他の金融事業に関与すること（例えば、債権の取得および動産のリース）。
4. 保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと。
5. 有価証券の発行に関与すること。
6. これらの業務に関連して助言を提供すること。
7. 有価証券の保有および取引を行うこと。
8. 当社の事業および当社の債権保全のために必要と認められる限度で不動産および動産を取得すること。
9. 証券市場法（Securities Market Act）（2007 年第 528 号）に従って投資事業を行うこと。
10. 上記の業務に基づくその他の事業を行うこと。

## 2. 資本構成

### (1) 連結資本構成

2016年12月31日および2015年12月31日現在のSEKの連結資本ならびに株主資本は次の表に示す通りである。

(単位：百万クローナ)	2016年12月31日	2015年12月31日
	現在	現在
非劣後債	252,948	233,556
劣後債	2,266	2,088

株主資本(それぞれ2016年12月31日および2015年12月31日現在)

(単位：百万クローナ)	2016年12月31日	2015年12月31日
	現在	現在
株式資本(1株当たり引用価値1,000クローナの株式3,990,000株)	3,990	3,990
準備金	130	227
利益剰余金	13,016	12,611
<b>株主資本合計</b>	<b>17,136</b>	<b>16,828</b>
<b>資本合計</b>	<b>272,350</b>	<b>252,472</b>

### (2) 大株主

現在の株式の合計は3,990,000株である。2003年6月30日以降はスウェーデン政府がSEKの唯一の(100%)株主となっている。スウェーデン政府は全株を保有している。定款に基づき、親会社が自己の保有する株式と同じクラスの既存株主以外の者に株式を譲渡する場合には、親会社の株主は、新株引受権を有する。親会社の株式の保有割合は次の表に示す通りである。

株主	保有割合(%)	保有株式数
スウェーデン王国	100.00	3,990,000
合 計	100.00	3,990,000

## 3. 業務の概況

### 歴史と発展

SEKはスウェーデン会社法に基づく「公開有限責任会社」であり、産業・イノベーション省を通してスウェーデン政府(以下「スウェーデン」または「スウェーデン政府」という。)が完全所有している。

親会社は、輸出業者および海外の顧客の双方の長期融資の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962年に設立された。SEKの目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法に従って財務活動に従事し、これに関連してスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の存続期間は無期限である。

SEKの使命は、1962年に事業を開始してから発展してきた。SEKは輸出融資分野にその起源を置いているが、その商品範囲は拡大してきた。しかし、SEKは依然として金融市场における特定分野の事業者である。SEKは長年、積極的に新しい金融ソリューションを構築してきた。

## 事業の概要

SEKの使命は、スウェーデンの産業および通商の発展ならびに国際競争力を促進する目的で、スウェーデンの輸出産業に商業的および持続可能な条件で金融ソリューションへのアクセスを確保することである。その使命には、公式に支援を受けたCIRR制度（市場貸出基準金利）の運営が含まれる。1978年に設定され、その後随時修正された取決めに従って、グループは、スウェーデン政府に代わり、報酬を受けて公的輸出金融制度の運営を行っている。

SEKは、政府助成による条件での貸付（公的輸出金融制度における固定金利は、市中固定金利より低いことがある。）の他、「公的輸出金融制度以外」における市中固定金利または市中変動金利での商業的条件での貸付も展開している。公的輸出金融制度によるSEKへの報酬は、包括利益計算書において受取利息の一部として計上される。スウェーデンは経済協力開発機構（OECD）に加盟しているため、公的輸出金融制度は、OECDの公的支援輸出信用ガイドライン取決め（以下「輸出信用ガイドライン」という。）に準拠するよう設計されている。

SEKの商品提供は、スウェーデンの輸出業者およびその顧客に向けたものであり、現在の主な顧客は、売上高が40億クローナを上回る上位100社のスウェーデンの輸出業者である。2015年度から、SEKは、売上高が500百万クローナを上回る中規模の輸出業者にも届けられるよう、商品提供を拡大している。

SEKは主に貸付を業務としており、そのため、国内外の銀行およびその他の金融機関の補完的役割を果たすと共に、彼らと協力して活動している。SEKは、Almi、ビジネス・スウェーデン、スウェーデン輸出信用債権庁（以下「EKN」という。）およびSwedfundなど、スウェーデンの他の輸出振興機関とも密接なパートナーシップを有している。

SEKは、様々な通貨および異なる年限の貸付を提供することができる。SEKの貸付の大半はスウェーデン・クローナ、米ドルまたはユーロであるが、その他の数種類の通貨でも貸付を提供している。

SEKは、国際資本市場における借入業務を通じて、金融商品における専門性を高めた。

SEKは長期輸出関連金融を独自の専門分野とし、同時に財務上の対応力および柔軟な組織を有しており、これがSEKの事業の運営における重要な要素となっている。

## 2016年度

- ・スウェーデンの輸出業者およびその顧客に対するSEKの新規貸付額は、548億クローナ（2015年度：1,046億クローナ）であった。このうち輸出業者の顧客に対する貸付額は367億クローナ（2015年度：853億クローナ）であり、スウェーデンの輸出業者に対する貸付の実行額は181億クローナ（2015年度：193億クローナ）であった。前年比で減少したのは、主に2015年度にブラジルがSaab社からグリペン戦闘機を購入する際にSEKが行った419億クローナの融資に関連している。
- ・SEKは、顧客基盤と商品提供を拡大することに注力している。SEKによる新規顧客の勧誘は好調で、SEKの顧客基盤は大幅に増加した。これらの15社の新規顧客は、大企業と中規模企業というSEKの顧客グループの両方に存在している。
- ・2016年度におけるSEKのグリーン・プロジェクトに対する新規貸付額は、総額で33億クローナであった。
- ・SEKは、高い持続可能性リスクが潜在する五つの大規模な国際プロジェクトに向けた融資を承認した。これらは全て当社の徹底した審査の対象であり、社会的および環境的問題に関するOECDガイドラインを満たしていると評価された。
- ・SEKは、スウェーデン輸出産業の振興のための abilities を一層強化するために、スウェーデン国債局との間に1,250億クローナの融資枠を有していた。SEKはまだ、当該融資枠を利用したことがない。2016年12月、スウェーデン議会は、2017年度の融資枠を1,250億クローナに決定した。かかる融資枠は、政府輸出信用支援

(CIRR) の対象となる貸付のみに利用することができる。

- ・取締役会は、当社の配当方針に従って総額234百万クローナ（2015年度：356百万クローナ）の配当を支払うよう年次総会に提案することを決議した。

#### 4. 経理の状況

以下のSEKの連結財務諸表は、国際会計基準審議会（IASB）によって公表され、さらにEUによって採択された国際財務報告基準ならびに信用機関および証券会社の年次会計に関する法律に従って作成されている。連結財務諸表に表示される親会社の単独財務諸表は、スウェーデンで一般に認められた会計原則に従って作成されている。連結財務諸表および親会社の財務書類は、2016年12月31日付で当社のスウェーデン公認会計士であるアーンスト・アンド・ヤングAB（EY）により監査されている。SEKが適用している会計原則および財務情報の表示方法は、日本で適用されている会計原則および財務情報の表示方法とは異なる可能性がある。

## 連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2016年	2015年
受取利息	3,188	2,835
支払利息	-1,441	-1,173
<b>純利息収益</b>	<b>1,747</b>	<b>1,662</b>
純手数料支出	-29	-6
金融取引の純業績	-110	400
<b>営業収益合計</b>	<b>1,608</b>	<b>2,056</b>
人件費	-308	-295
その他の管理費	-236	-164
非金融資産の減価償却費および減損費用	-46	-98
<b>営業費用合計</b>	<b>-590</b>	<b>-557</b>
<b>営業利益(純信用損失考慮前)</b>	<b>1,018</b>	<b>1,499</b>
純信用損失	-16	36
<b>営業利益</b>	<b>1,002</b>	<b>1,535</b>
税金費用	-222	-348
<b>純利益<sup>1</sup></b>	<b>780</b>	<b>1,187</b>
<b>その他の包括利益</b>		
損益に再分類される項目		
売却可能証券 <sup>2</sup>	46	-8
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券 <sup>2</sup>	-169	-217
損益に再分類される項目への課税	27	49
<b>損益に再分類される項目(純額)</b>	<b>-96</b>	<b>-176</b>
損益に再分類されない項目		
確定給付制度の再評価	-26	49
損益に再分類されない項目への課税	6	-11
<b>損益に再分類されない項目(純額)</b>	<b>-20</b>	<b>38</b>
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>-116</b>	<b>-138</b>
<b>包括利益合計<sup>1</sup></b>	<b>664</b>	<b>1,049</b>

(単位：クローナ)	2016年	2015年
1株当たり利益(基本的および希薄化考慮後) <sup>3</sup>	195	297

1 全利益は、親会社の株主に帰属する。

2 連結株主資本変動計算書を参照されたい。

3 2016年度の期中平均株式数は3,990,000株（2015年度：3,990,000株）である。

**連結財政状態報告書**

(単位：百万クローナ)	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
<b>資産の部</b>		
現金および現金等価物	7,054	2,258
財務省証券/国債	3,687	2,006
その他の利付証券(貸付を除く。)	49,901	40,831
利付証券の発行という形式をとった貸付	46,222	48,107
金融機関への貸付	26,190	29,776
一般への貸付	147,909	140,806
デリバティブ	12,005	12,672
有形固定資産・無形資産	123	129
その他の資産	4,167	1,854
前払費用および未収収益	2,184	1,972
<b>資産合計</b>	<b>299,442</b>	<b>280,411</b>
<b>負債および株主資本の部</b>		
金融機関からの借入	3,756	5,283
一般からの借入	0	61
発行済非劣後証券	249,192	228,212
デリバティブ	22,072	23,631
その他の負債	2,374	1,637
未払費用および前受収益	2,036	1,912
繰延税金負債	559	720
引当金	51	39
発行済劣後証券	2,266	2,088
<b>負債合計</b>	<b>282,306</b>	<b>263,583</b>
株式資本	3,990	3,990
準備金	130	246
利益剰余金	13,016	12,592
<b>株主資本合計</b>	<b>17,136</b>	<b>16,828</b>
<b>負債および株主資本合計</b>	<b>299,442</b>	<b>280,411</b>

**親会社の損益計算書**

(単位：百万クローナ)	2016年	2015年
受取利息	3,188	2,835
支払利息	-1,441	-1,173
<b>純利息収益</b>	<b>1,747</b>	<b>1,662</b>
子会社配当金	2	8
純手数料収入	-29	-6
金融取引の純業績	-110	400
<b>営業収益合計</b>	<b>1,610</b>	<b>2,064</b>
人件費	-313	-296
その他の管理費	-236	-164
非金融資産の減価償却費および減損費用	-46	-98
<b>営業費用合計</b>	<b>-595</b>	<b>-558</b>
<b>営業利益(純信用損失考慮前)</b>	<b>1,015</b>	<b>1,506</b>
純信用損失	-16	35
<b>営業利益</b>	<b>999</b>	<b>1,541</b>
非課税準備金の変更分	712	3
税金費用	-377	-348
<b>純利益</b>	<b>1,334</b>	<b>1,196</b>

**親会社の貸借対照表**

(単位：百万クローナ)	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
<b>資産の部</b>		
現金および現金等価物	7,031	2,234
財務省証券/国債	3,687	2,006
その他の利付証券(貸付を除く。)	49,901	40,831
利付証券の発行という形式をとった貸付	46,222	48,107
金融機関への貸付	26,190	29,776
一般への貸付	147,909	140,805
デリバティブ	12,005	12,672
子会社株式	17	17
有形固定資産・無形資産	123	129
その他の資産	4,167	1,854
前払費用および未収収益	2,184	1,972
<b>資産合計</b>	<b>299,436</b>	<b>280,403</b>
<b>負債および株主資本の部</b>		
金融機関からの借入	3,756	5,283
一般からの借入	0	61
発行済非劣後証券	249,192	228,212
デリバティブ	22,072	23,631
その他の負債	2,374	1,637
未払費用および前受収益	2,036	1,912
繰延税金負債	0	0
引当金	16	25
発行済劣後証券	2,266	2,088
<b>負債合計</b>	<b>281,712</b>	<b>262,849</b>
<b>非課税準備金</b>	<b>2,565</b>	<b>3,277</b>
<b>分配不能資本</b>		
株式資本	3,990	3,990
法定準備金	198	198
内部で開発されるソフトウェアのための資金	29	-
<b>分配可能資本</b>		
公正価値準備金	131	227
利益剰余金	9,477	8,666
当年度純利益	1,334	1,196
<b>株主資本合計</b>	<b>15,159</b>	<b>14,277</b>
<b>負債および株主資本合計</b>	<b>299,436</b>	<b>280,403</b>

## 連結株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本 ヘッジ 準備金	準備金		確定給付 制度	利益剰余金
			公正価値 準備金	確定給付 制度		
(単位：百万クローナ)						
株主資本期首残高(2015年1月1日現在)	16,157	3,990	398	5	-19	11,783
当年度純利益	1,187					1,187
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	-8				-8	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券						
再分類済損益	-217		-217			
損益に再分類される項目への課税	49		47	2		
損益に再分類されない項目						
確定給付制度の再評価	49				49	
損益に再分類されない項目への課税	-11				-11	
その他の包括利益合計	-138		-170	-6	38	
包括利益合計	1,049		-170	-6	38	1,187
配当金	-378					-378
<b>株主資本期末残高(2015年度)<sup>1</sup></b>	<b>16,828</b>	<b>3,990</b>	<b>228</b>	<b>-1</b>	<b>19</b>	<b>12,592</b>
当年度純利益	780					780
その他の包括利益：						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	46				46	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券						
再分類済損益	-169		-169			
損益に再分類される項目への課税	27		37	-10		
損益に再分類されない項目						
確定給付制度の再評価	-26				-26	
損益に再分類されない項目への課税	6				6	
その他の包括利益合計	-116		-132	36	-20	
包括利益合計	664		-132	36	-20	780
配当金	-356					-356
<b>株主資本期末残高(2016年度)<sup>1</sup></b>	<b>17,136</b>	<b>3,990</b>	<b>96</b>	<b>35</b>	<b>-1</b>	<b>13,016</b>

1 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

親会社の株主資本変動計算書

(単位：百万クローナ)	株主資本	内部で開発 されるソフ トウェアの ための資金			公正価値準備金		利益 剰余金
		株式資本	法定 準備金	ヘッジ準備金	公正価値準備金	ヘッジ準備金	
株主資本期首残高(2015年度)	13,635	3,990	198	-	398	5	9,044
当年度純利益	1,196						1,196
その他の包括利益：							
損益に再分類される項目							
売却可能証券	-8					-8	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバ ティブ証券							
再分類済損益	-217				-217		
損益に再分類される項目への課税	49				47	2	
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>-176</b>				<b>-170</b>	<b>-6</b>	
<b>包括利益合計</b>	<b>1,020</b>				<b>-170</b>	<b>-6</b>	<b>1,196</b>
配当金	-378						-378
<b>株主資本期末残高(2015年度)</b>	<b>14,277</b>	<b>3,990</b>	<b>198</b>	<b>-</b>	<b>228</b>	<b>-1</b>	<b>9,862</b>
当年度純利益	1,334						1,334
その他の包括利益：							
損益に再分類される項目							
売却可能証券	46					46	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバ ティブ証券							
再分類済損益	-169				-169		
損益に再分類される項目への課税	27				37	-10	
<b>その他の包括利益合計</b>	<b>-96</b>				<b>-132</b>	<b>36</b>	
<b>包括利益合計</b>	<b>1,238</b>				<b>-132</b>	<b>36</b>	<b>1,334</b>
純業績へ				29			-29
配当金	-356						-356
<b>株主資本期末残高(2016年度)</b>	<b>15,159</b>	<b>3,990</b>	<b>198</b>	<b>29</b>	<b>96</b>	<b>35</b>	<b>10,811</b>

## 連結グループのキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2016年	2015年
<b>営業活動</b>		
営業利益 <sup>1</sup>	1,002	1,535
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
信用損失引当金(純額)	16	-36
非金融資産の減価償却費および減損費用	46	98
為替差額	0	22
未実現の公正価値の変動額	195	-396
その他	30	18
法人税支払額	-276	-580
<b>営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計</b>	<b>11</b>	<b>-874</b>
貸出実行額	-61,350	-56,404
貸出返済額	72,214	70,777
保有債券および証券の純減	-9,041	28,448
貸出に関連するデリバティブ	652	469
その他の変動(純額)	-54	469
<b>営業活動からのキャッシュフロー</b>	<b>3,434</b>	<b>44,420</b>
<b>投資活動</b>		
資本的支出	-39	-66
<b>投資活動からのキャッシュフロー</b>	<b>-39</b>	<b>-66</b>
<b>財務活動</b>		
短期非劣後債務	17,904	16,312
長期非劣後債務	70,085	53,043
債務返済額	-70,829	-74,546
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-14,523	-41,006
債務に関連するデリバティブ	-834	-2,540
支払配当	-356	-378
<b>財務活動からのキャッシュフロー</b>	<b>1,447</b>	<b>-49,115</b>
<b>当年度のキャッシュフロー(純額)</b>	<b>4,842</b>	<b>-4,761</b>
現金および現金等価物の為替差額	-46	-80
期首現金および現金等価物残高	2,258	7,099
<b>期末現金および現金等価物残高<sup>2</sup></b>	<b>7,054</b>	<b>2,258</b>
うち銀行預金	916	294
うち現金等価物	6,138	1,964

<sup>1</sup> 受領済受取利息および支払済支払利息

受領済受取利息	2,975	2,990
支払済支払利息	1,229	1,273

<sup>2</sup> この文脈において現金および現金等価物は、直ちに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

## 親会社のキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2016年	2015年
<b>営業活動</b>		
営業利益 <sup>1</sup>	999	1,541
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
信用損失引当金(純額)	16	-36
非金融資産の減価償却費および減損費用	46	98
子会社の売却益	-	-
為替差額	0	22
未実現の公正価値の変動額	195	-396
その他	31	18
法人税支払額	-276	-580
<b>営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計</b>	<b>12</b>	<b>-874</b>
貸出実行額	-61,350	-56,404
貸出返済額	72,214	70,777
保有債券および証券の純変動	-9,041	28,448
貸出に関連するデリバティブ	652	469
その他の変動(純額)	-51	442
<b>営業活動からのキャッシュフロー</b>	<b>3,435</b>	<b>44,399</b>
<b>投資活動</b>		
資本的支出	-39	-66
<b>投資活動からのキャッシュフロー</b>	<b>-39</b>	<b>-66</b>
<b>財務活動</b>		
短期非劣後債務	17,904	16,312
長期非劣後債務	70,085	53,043
債務返済額	-70,829	-74,546
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-14,523	-41,006
債務に関連するデリバティブ	-834	-2,540
支払配当	-356	-378
<b>財務活動からのキャッシュフロー</b>	<b>1,447</b>	<b>-49,115</b>
<b>当年度のキャッシュフロー(純額)</b>	<b>4,843</b>	<b>-4,782</b>
現金および現金等価物の為替差額	-46	-80
期首現金および現金等価物残高	2,234	7,096
<b>期末現金および現金等価物残高<sup>2</sup></b>	<b>7,031</b>	<b>2,234</b>
うち銀行預金	893	270
うち現金等価物	6,138	1,964

<sup>1</sup> 受領済受取利息および支払済支払利息

受領済受取利息	2,975	2,990
支払済支払利息	1,229	1,273

<sup>2</sup> この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

## 無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S & P グ ローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります

この情報は、平成 29 年 4 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

# **無登録格付に関する説明書**

(ムーディーズ・インベスター・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

## ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : ムーディーズ・インベスター・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

## ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（[https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載しております。

## ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成29年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

## 無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レイティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなります。無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : フィッチ・レイティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社  
(金融庁長官(格付)第7号)

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載しております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報を依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成29年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

## 店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

**本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。**

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。  
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額（試算額）の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額（中途売却した場合の売却額（試算額）を含む。）を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないことを、**ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないことを**、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていただいていること。